

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
376	職員の危機対応能力の向上	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化		総合的な危機管理体制の充実	市職員	市職員の危機対応能力の向上のため、研修や訓練を開催	感染症の影響による変更	0	H19	独自性先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):効果的な研修・訓練による職員の危機対応力の向上】</p> <p>・新型コロナウイルスの影響によりこれまで中止となっていた「身の危険を感じた場合の対応研修」や「災害対応図上訓練」を再開するなど、実践的な実技やシステム操作を取り入れた研修を実施し、職員の危機対応力の向上を図ることができた。</p> <p>・実効性の更なる向上を図るため、効果的かつ実践的な研修等を継続的に実施していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:実効性の高い研修や訓練の実施】</p> <p>・有事の際に、職員一人ひとりが主体的に対応できるよう、オンライン研修も効果的に活用しながら、実際に発電機やワンタッチ式バリエーションを操作する避難所運営訓練や、実例を題材にしたロールプレイング型のクレーマー対応研修など、効果的かつ実践的な訓練・研修等を実施し、職員の危機対応力の更なる向上を図っていく。</p>	
377	総合防災訓練	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化		総合的な危機管理体制の充実	・市民(自主防災会、自治会、学生、ボランティアなど)、 防災機関(自衛隊、警察など) ・事業者(協定締結企業など) ・協定締結自治体	市民や防災機関などが参加する防災訓練の実施	感染症の影響による変更	3,489	S61		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):関係機関との連携強化と地域防災力の向上】</p> <p>・総合防災訓練は、新型コロナウイルスの影響によりコロナ禍前に比べ規模は縮小したものの、国・県・市の防災関係機関による「情報伝達訓練」や、地域住民主体で行う「避難所開設訓練」などにより、それぞれの役割についての共通認識・共通理解を深めるとともに、防災関係機関や地域の自主防災組織との連携強化を図ることができた。</p> <p>・総合防災訓練の実際の様子をDVDにまとめ、市内全地区の自主防災会等に配付し、様々な場面で活用を促すことで、市民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図ることができた。</p> <p>・市民や地域からより実効性の高い訓練の実施を要望する声が多い中、従来の総合防災訓練は「展示型訓練」中心の内容であり、実施方法や訓練項目等の見直しについて検討する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:実践的・効果的な訓練の実施】</p> <p>・「救出・救護訓練」や「停電時を想定した避難所運営訓練」などの実動型訓練を取り入れるなど、実効性の高い訓練内容とするため、訓練項目や手法の見直しを図っていく。</p>	
378	防災備蓄整備事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化		防災・減災対策の強化	市民	災害による避難者が必要とする食料や生活必需品等を整備	計画どおり	19,216	S61		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な備蓄品の確保と防災備蓄庫の適正管理】</p> <p>・「第2次宇都宮市防災備蓄・調達計画」に基づき、食料・生活必需品等の備蓄を計画的に行なった。</p> <p>・各防災備蓄庫の大規模な棚卸しを行うとともに、「災害情報共有システム」による管理台帳のシステム化に取り組みなど、物資の適正管理を図った。</p> <p>・実災害や新型コロナウイルスの経験、被害想定を踏まえ、必要な物資を計画的に備蓄する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:備蓄計画の見直しと備蓄品の適正管理】</p> <p>・「第3次宇都宮市防災備蓄・調達計画」を策定し、計画的に備蓄品を調達・更新していくとともに、システムを活用した物資の適正管理を行っていく。</p>	
379	ICTを活用した情報収集伝達体制の整備	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化		防災・減災対策の強化	・市民 ・来訪者 ・ホームページ閲覧者	・災害時等の迅速かつ正確な情報提供・収集 ・防災・災害に関する情報提供の多重化	計画どおり	12,135	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な避難行動につながる新システムの導入】</p> <p>・市民が躊躇することなく、適切な避難行動をとれるよう、避難所の開設状況や混雑状況をホームページから簡単に確認できる「避難所開設状況管理システム」を導入した。</p> <p>・広報紙や出前講座、自治会回覧によるチラシ配布などにより、「登録制防災情報メール」や「防災ラジオ」の普及促進を図った。</p> <p>・「登録制防災情報メール」は発信できる情報量も多く、複数存在する情報収集手段の中でも特に効果的なツールであることから、より一層の普及促進が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:登録制防災メールの更なる普及促進】</p> <p>・これまでの取組に加え、自分で登録ができない方への登録支援や、多くの人が集まるイベント時などの機会を捉えた登録促進活動など、登録制防災メールの普及促進に向けた効果的な取組を検討・実施し、登録制防災メールの更なる普及促進を図っていく。</p>	
380	防災知識の普及啓発	Ⅲ-9	危機への備え・対応力を高める		防災・減災対策の強化	市民	防災に関する知識の普及啓発を図るため、冊子の配布や出前講座の実施	感染症の影響による変更	0	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):出前講座などによる防災知識の普及・啓発】</p> <p>・出前講座のほか、ホームページや広報紙など、あらゆる機会を活用し、災害種別に応じた適切な避難のあり方や「マイ・タイムライン」の作り方などを市民に周知することにより、継続的に防災知識の普及・啓発を行った。</p> <p>・災害リスクごとにハザードマップがそれぞれ存在するなど煩雑化しているため、地域のハザードエリアとともに、取るべき避難行動について、わかりやすく周知する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:統合型ハザードマップの作成・周知】</p> <p>・市民が効果的に活用できるよう、「わが家の防災マニュアル」の防災情報ページと各種ハザードマップをまとめた統合型ハザードマップの作成を予定しており、その中で、「自助」「共助」を促す、わかりやすい学習ページを作成し、市民の防災知識の向上を図る。</p>	
381	災害見舞金等支給事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市基盤の強化		被災者へのお見舞	災害により被害を受けた市民	被災者に対する見舞金の支給	計画どおり	1,779	S44		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):被災者への見舞金の支給】</p> <p>・火災や水害の被災者を対象に、被害状況に応じ、迅速に見舞金の支給を行った。</p> <p>【②今後の取組方針:被災者への迅速な見舞金の支給】</p> <p>・関係課と連携を図り、被災者への迅速な見舞金支給を実施していく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
382	感染症検査事務	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		感染症対策に係る行政 指導に必要な検査 データを提供し、関 係課の業務を科学的 根拠により支援す る。		・感染症対策所管 課 ・感染症のまん延防止に 資する検査の実施と データ提供	計画 どおり	10,931	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):感染症検査の項目拡充及び精度の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生環境試験所運営計画(令和2年度～6年度)に基づき、感染性胃腸炎(アデノウイルス)及びサル痘に関する検査項目を拡充するとともに、新型コロナウイルス感染症について、変異型のゲノム解析検査を迅速かつ正確に実施する県内、依頼課の感染症対策を円滑に支援できた。また、栃木県と連携し、新型コロナウイルス感染症の変異株について県内の流行状況や特徴を解析し、学会等において成果を発表するなど、調査研究を推進した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症については、5類感染症移行後も感染性が高い変異株が出現する可能性があることから、引き続き、ゲノム解析による変異株の発生動向を把握することが必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:試験検査の充実及び職員の資質向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政指導等に必要な検査データを依頼課に提供し、感染症対策を科学的に支援できるよう、衛生環境試験所運営計画(令和2年度～6年度)に基づき、狂犬病ウイルスの遺伝子検査の確立など、検査項目の拡充を図るとともに、ゲノム解析等に必要となる専門的な知識や技術をもつ人材を育成し、検査技術の向上を図っていく。</li> </ul>	
383	感染症の発生・蔓延防止 対策(新型インフルエンザ 等対策含む)	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		・健康危機管理能力の 向上 ・健康危機に関する 関係機関との連携強 化 ・新型コロナウイルス 感染症の感染拡大 防止	感染症患者及びそ の接触者、感染症 に感受性のある市 民	・感染症に感染した可能性 のある者への健康診 断勧告 ・病原体に汚染された恐 れのある場所の消毒 ・新型インフルエンザ等 に対する医療体制等の 整備を図るため、関係機 関との連絡会議を開催	計画 どおり	259,668	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):感染症のまん延防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策については、国の方針に基づき、令和4年9月26日から発生届の対象者が高齢者や妊婦など重症化リスクの高い方に限定されたことや人材派遣を活用したこと等により、これまで経験のない感染者の急増がみられた第8波においても、疫学調査や自宅療養者の健康観察を適切に実施することができた。</li> <li>・また、自宅療養者の安全性の確保のため、入院医療機関と連携した毎日のオンラインによるカンファレンスを実施し、患者の症状に応じたトリージングを行い、必要に応じて適切に入院へつなぐことができた。</li> <li>・高齢者施設や病院等入所施設において陽性者が発生した場合には、施設入所者及び職員の検査やソーニング等の感染防止対策の指導等を行うとともに、県と連携し、必要に応じて県発生施設支援チームを派遣することにより、感染拡大防止に努めることができた。</li> <li>・その他の感染症対策として、腸管出血性大腸菌の患者や家族等の対応を迅速に行うほか、社会福祉施設における感染性胃腸炎の集団発生の調査・指導を行うことにより、感染症のまん延防止を図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:正確な情報把握と関係機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症については、感染症法の報告づけが2類相当から5類に見直されることに伴い、円滑に移行できるよう、県・市医師会等の外部の関係機関と連携を図りつつ、市民・関係機関に周知していくとともに、必要に対策を着実に実施する。</li> <li>・その他の感染症の発生についても迅速に対応し、患者の医療の確保や、必要に応じて、接触者の健康診断を確実にを行い、感染予防について指導することで、感染症のまん延の防止に努める。</li> </ul>	
384	感染症発生動向調査事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		・健康危機に関する 情報の収集・提供 ・健康危機に関する 関係機関との連携強 化	市民、医療機関、 県、国	・感染症法に基づき、医 師から感染症の報告を 受け、県及び国へ報告 する。 ・市内の感染症流行状 況を解析し、医師や市 民に対し、患者発生状 況や予防策等の情報を ホームページ等を利用し	計画 どおり	1,358	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):感染症発生動向の把握及び周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生動向調査を実施したことにより、感染症の発生動向を迅速に把握することができ、医療機関や市民に対して、有効な情報発信ができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:感染症発生動向の把握及び継続周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機に関する情報の収集・提供を図るため、引き続き、衛生環境試験所と連携し、感染症の発生動向調査を実施し、ホームページで最新情報を提供することにより、医療機関や市民に対して感染症に関する最新の情報を提供する。</li> </ul>	
385	無電柱化の推進	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		防災や安全な交通環 境の確保、良好な景 観形成を図るため、電 線類の地中化等による 無電柱化を計画的に推 進するもの	宇都宮市管理道 路	・防災性の向上に資す る緊急輸送道路等の 重点路線の無電柱化 ・良好な景観形成によ る魅力向上に資する 路線の無電柱化 ・無電柱化推進計画に 基づく周知啓発及び 関係機関との連携強 化	計画 どおり	10,230	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「宇都宮市無電柱化推進計画」に基づき、対象道路の整備及び無電柱化を計画的かつ迅速に進めるための広報・周知活動及び関係機関との情報交換を実施】</p> <p>「対象道路の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮日光線(一条)について、電線共同溝の整備推進を図るため、電線管理者と協議・調整を実施した。</li> <li>・小幡・清住地区における宇都宮日光線・塙田平出線(都心環状線)の電線共同溝詳細設計を実施した。</li> <li>・良好な景観形成に向け、大谷地区内の市道635号線(大谷)について無電柱化に向けた準備を進めた。</li> </ul> <p>「広報・啓発活動、情報交換」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化の日(11月10日)の普及啓発に係る記事を広報に掲載するとともに、栃木県無電柱化推進協議会へ新規整備路線に係る情報提供を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:「宇都宮市無電柱化推進計画」に基づき、対象道路の無電柱化に係る整備と、無電柱化を計画的かつ迅速に進めるための広報・啓発活動及び関係機関との情報交換の実施】</p> <p>「対象道路の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道635号線(大谷)について、低コスト化の検討を行い、無電柱化に係る設計を実施する。</li> <li>・引き続き、宇都宮日光線(一条)の電線共同溝による無電柱化整備を推進する。</li> <li>・小幡・清住地区における宇都宮日光線・塙田平出線(都心環状線)の電線共同溝整備に着手する。</li> </ul> <p>「広報・啓発活動、情報交換」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の無電柱化に係る取組の必要性について、広報紙等による周知啓発を行うとともに、国・県と情報交換等を行いながら、計画的・効率的に整備を進めていく。</li> </ul>	拡大
386	橋りょう維持修繕事業	Ⅲ-9 VI-22	危機に対する体制・都市 基盤の強化 道路ネットワークの充実	SDGs 好循環P	地域道路網のより高い 安全性・信頼性向上 円滑で機能的な道路 ネットワークの構築	市民、道路利用者	・橋りょうの耐震化・維持 修繕	計画 どおり	1,052,407	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):橋りょうの耐震化・長寿命化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょうの耐震化を実施したほか、橋りょうの定期点検や令和元年度からの継続事業である鬼怒橋の大規模修繕工事を実施するなど、着実に長寿命化の推進を図ることができた。</li> <li>・今後、急速に進む橋りょうの高齢化や老朽化への、更なる計画的な対応が必要になる。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的な耐震化・維持修繕工事の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、都市基盤の防災性の強化及び道路機能の適切な確保のため、令和4年度に改定した「宇都宮市道路施設長寿命化計画(橋梁編)」に基づき、橋梁の耐震化を図るとともに、新技術を活用しながらメンテナンスサイクルを継続的に実施し、長寿命化対策を確実に取り組む。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
387	急傾斜地崩壊対策事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化	SDGs 好循環P 戦略事業	土砂災害の未然防 止及び緊急時におけ る迅速な避難	・市内全域の急傾 斜地崩壊危険区域 に居住する市民	・県施工の崩壊防止事 業の促進 ・防災訓練等の実施	計画 どおり	12,212	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:急傾斜地崩壊危険区域の防災性の強化】 ・総合治水・雨水対策推進計画における「備える」取組を推進するため、「土砂災害防止月間」の6月に広報紙を通じた周知啓発に加え、旧上河内地区の急傾斜地崩壊危険箇所周辺において、ハザードマップを活用した住民参加(計37名、うち住民11名)による実践的な防災訓練や関係機関による急傾斜地における危険箇所を事前に把握するための合同点検(計28名)を実施し、市民の防災意識の向上に努めるとともに、災害対応に係る関係機関との連携を確認した。 ・土砂災害の未然防止に向け、本市が県に要望している急傾斜地崩壊危険箇所2箇所については、県が整備中であるが、未整備箇所が多いため、対策の層の促進を図るため、県の対策のスピードアップを求めている必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:【関係機関と連携した防災対策の実施】 ・今後も、緊急時における迅速な避難及び土砂災害の未然防止に向けた取り組みとして、市民や関係者との協働による「防災訓練」や「合同点検」を実施し、市民の防災意識の更なる向上と関係機関等との連携強化を図るとともに、引き続き、県に危険箇所対策の早期実施を要望していく。 ・防災訓練などの実施に当たっては、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じ、密を回避しながら取り組んでいく。 ・「備える」取組として、土砂災害リスクの情報に加え、その他洪水などの情報を一つにまとめ、市民にとって分かりやすく使いやすいハザードマップを作成し、あらゆる機会を通じて周知啓発を図ることにより、市民の更なる防災意識の向上と緊急時における自発的な避難行動の促進に取り組んでいく。</p>	
388	宅地耐震化推進事業	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		大規模盛土造成地 の大地震時における 安全性の確保	・市民(宅地所有者) ・公共施設の管理 者	・大規模盛土造成地滑 動崩落防止工事に向 けた詳細設計を実施 ・大規模盛土造成地の 変動予測調査を実施(モ ニタリング)	計画 どおり	66,990	H29		<p>①昨年度の評価(成果や課題) 【大規模盛土造成地滑動崩落防止工事にに向けた詳細設計】 ・詳細設計業務において地質調査や測量を行いながら、これまで検討してきた概略設計から工法を見直し、3地区(叶谷地区・横山地区・鶴田地区)における最適工法を決定した。 ・施工箇所となる3地区の地元に対して説明会を行い、工事における住民の理解や協力体制を構築することができた。 【大規模盛土造成地の変動予測調査(モニタリング)】 ・新たに早期の第2次スクリーニングが必要な盛土はないことを確認した。</p> <p>②今後の取組方針 【大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事】 ・3地区の工事についてスケジュール管理を徹底し、すみやかに発注準備を行い、令和5年度中に着工する。 【大規模盛土造成地の変動予測調査(モニタリング)】 ・3箇所以外の大規模盛土造成地についても、地質調査の専門業者と協力しながら、安定性を継続的に確認し、新たに2次スクリーニング調査が必要な盛土の早期発見に努める。</p>	
389	ブロック塀等安全対策補助 金	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		ブロック塀等の安全 対策の促進	一般通行の用に供 する道路等に面す る一定の高さを超 える塀の所有者等	・撤去、補強改修・再築 費用の一部補助	計画 どおり	12,684	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:安全対策の周知啓発の実施 ・ブロック塀等の安全対策について、自治会回覧や広報紙、HP等により、広く周知を行うとともに、令和2年度に実施したブロック塀等実態調査結果に基づき、緊急輸送道路及びスクールゾーン沿道の危険性の高いブロック塀等所有者に対し、戸別訪問や文書により直接的な注意喚起・補助制度の周知を行った。 ・引き続き、地震発生時におけるブロック塀の倒壊被害から市民の生命を保護し、生活の安全・安心を確保するため、ブロック塀等実態調査結果を活用し、危険性の高いブロック塀等所有者に対し、安全対策の重要性を周知啓発していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:効果的な情報発信】 引き続き、実態調査結果に基づき、危険性の高いブロック塀等の所有者に対して、補助制度を活用した撤去・改修を働きかけるとともに、補助の対象とならない塀の再築工事等においても、安全性の高い軽量なフェンス等を設置するよう周知啓発していく。</p>	
390	八幡山公園急傾斜地の整 備	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		土砂災害から住民の 生命と財産を守るた めの法面整備	八幡山公園の急傾 斜地	急傾斜地崩壊防止施設 の整備	計画 どおり	238,458	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:八幡山公園急傾斜地整備の推進 ・社会資本整備総合交付金(防災・安全)を活用し、八幡山公園東側斜面地4,036㎡の法面工事を実施し、土砂災害警戒区域の安全対策を進めた。</p> <p>【②今後の取組方針:国庫補助金の確保】 急傾斜地の安全対策を着実に推進するため、県などの関係機関と協議調整を図りながら、財源確保に取り組む。残る法面整備や避難路整備を計画的に進め、令和7年度の事業完了を目指す。</p>	
391	田んぼダムの普及促進 (ハード)	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策 の推進		農業者によるあぜ塗 り作業や排水路整備 を促進し、田んぼダ ム効果の維持向上を 図るもの	土地改良区 農業者	・田んぼの貯水力向上 に必要なあぜ塗りに 使用する機械の導入補助 ・農業用排水路整備を 支援する補助事業の補 助内容の拡充	計画 どおり	6,127	R2	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:田んぼダム効果の維持向上 ・田んぼダムに係る補助事業の実施により、普及促進区域における土地改良区や田んぼダム協力農業者のニーズや現場条件等を踏まえた支援を行い、田んぼダム効果の維持向上を図った。 ・当該補助事業の活用推進に向け、補助事業の更なる周知や農業者への支援に取り組む必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:土地改良区等と連携した補助事業の活用推進】 田んぼダム効果の維持向上に向け、引き続き、土地改良区等と連携した事業の周知に取り組むとともに、田んぼダム協力農業者を対象としたチラシ配布等を行い、当該補助事業の更なる活用推進を図る。</p>	
392	田んぼダムの普及促進 (ソフト)	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策 の推進		河川の溢水被害の 軽減に向け、水田に 降った雨を一時的に 貯め、河川への流出 抑制を図るもの	土地改良区 農業者	・排水調整マス設置費 の負担 ・土地改良区内に設置 する実施支援員への謝 金の負担	計画 どおり	84,833	R2	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:土地改良区と協力した目標貯留量の確保 ・土地改良区との協力協定に基づき、緊密に連携を図りながら、協力農業者確保に向け実施支援員による個別説明等を実施し、多くの農業者の理解と協力を得た結果、単年度目標を大きく上回る貯留量を確保することができた。 ・溢水被害の更なる軽減に向け、引き続き、土地改良区等と連携し、整備面積を確保していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:着実な排水調整マスの設置と普及区域の更なる拡大】 令和5年度までの排水調整マス設置完了に向けて、土地改良区及び実施支援員と連携した田んぼダム整備を着実に推進するとともに、更なる整備面積の確保に向けて、田川上流域に位置する多面的機能支払交付金活動組織(6組織)を新たな普及対象として位置づけ、田んぼダム普及促進に取り組む。</p>	拡大

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
393	道路排水施設整備事業	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	好循環P 戦略事業	道路冠水箇所の冠水軽減	市民、道路利用者	・道路排水施設の整備	計画 どおり	60,743	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):被害軽減に向けた排水施設整備の実施】 ・道路冠水の軽減を図るため、「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、道路冠水箇所において、地形や排水経路、既存排水施設など現場状況に応じた道路冠水軽減対策として、透水性舗装や浸透枳の整備などを計画通り実施した。</p> <p>【②今後の取組方針:庁内関係課との連携強化】 ・今後も、「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、雨水幹線などの整備と連携を図りながら現場状況に応じて透水性舗装や浸透枳整備などの効果的な道路冠水軽減対策に取り組んでいく。</p>	
394	都市基盤河川整備事業	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	都市基盤河川奈坪川・御用川の浸水被害の解消	・流域に居住する市民、地権者	河川改修の実施・用地取得	計画 どおり	267,010	H3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):浸水被害軽減に向けた計画的な整備の推進】 ・総合治水・雨水対策推進計画における「流す」取組を推進するため、都市基盤河川奈坪川において「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」による補助金を活用し、前年度完成した競輪場通りの橋梁に続き、その上流にあたる奥州街道までの区間の護岸(5m)を整備するとともに、奥州街道に架かる橋梁架替え工事を令和6年度の完成に向け着手した。 ・都市基盤河川御用川については、整備済区間における流下能力を確保するため、浚渫工事(約1km)を実施した。 ・都市基盤河川奈坪川については、浸水被害が多発していることから、市民の安全安心を早期に確保するため、河川整備の更なるスピードアップを図る必要がある。 ・都市基盤河川御用川については、下流の一部区間の河川改修が完成しているものの、全体の整備に相当の期間を要することから、その期間における流域内の治水安全を確保する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:浸水被害軽減に向けた計画的な整備の推進】 ・都市基盤河川奈坪川については、総合治水・雨水対策推進計画における「流す」取組に基づき、中期目標(令和12年度)である河川氾濫による床上浸水解消の早期実現に向け、関連事業者との連携、地域住民や地権者の理解を得ながら事業推進を図っていく。また、河川整備に必要な財源については、時限措置である「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」による補助金を最大限活用することに加え、利根川治水同盟などあらゆる機会を通じて時限措置の延長や補助金の拡充を要望するなど、更なる安定財源の確保に努め、引き続き、下水道整備など関連事業と連携を図りながら橋梁架け替えや護岸改修工事を集中的に実施していく。 ・都市基盤河川御用川については、引き続き浚渫工事などを実施することにより、河川の流下能力を確保するとともに、上流域の整備着手に向け、用地などに係る準備を進めていく。</p>	
395	準用河川等整備事業	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	準用河川・普通河川の浸水被害の解消	・流域に居住する市民、地権者	河川改修の実施・用地取得	計画 どおり	1,306,387	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):浸水被害軽減に向けた計画的な整備の推進】 ・総合治水・雨水対策推進計画における「流す」取組を推進するため、床上浸水が発生している準用河川において、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」などによる補助金を活用し、重点河川として整備を進めており、特に、都市部を流れる準用河川越戸川バイパスについては、道路整備事業と連携を図りながら計画的に整備を実施し、継続的に進めている準用河川大久保谷地川や新川と接続する準用河川新川江野島調節池については、早期完成を目指し整備を進捗させた。また、準用河川鐘川については、河川改修を行うための用地測量に着手した。 ・その他の河川においては、給分川や五斗内用水の浸水被害の解消に向け、計画的に整備を進めた。 ・河川氾濫による床上浸水被害を軽減し、市民の安全安心を早期に確保するため、重点河川整備の更なるスピードアップを図る必要がある。 ・流域全体の浸水被害を軽減するためには、重点河川と平行して、その他の河川についても着実に整備を進めていく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:浸水被害の解消に向けた計画的な整備の推進】 ・重点河川である準用河川越戸川や大久保谷地川などについては、総合治水・雨水対策推進計画における「流す」取組に基づき、中期目標(令和12年度)である河川氾濫による床上浸水解消の早期実現に向け、関連事業者との連携、地域住民や地権者の理解を得ながら事業推進を図っていく。また、河川整備に必要な財源については、時限措置である「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」による補助金を最大限活用することに加え、利根川治水同盟などあらゆる機会を通じて時限措置の延長や補助金の拡充を要望するなど、更なる安定財源の確保に努め、集中的に整備を行っていく。 ・その他の河川においても浸水被害の状況を見極め、効果的な対策を行うなど、流域全体の浸水被害の更なる解消に取り組んでいく。</p>	
396	宅地内雨水貯留・浸透施設設置の促進	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 戦略事業	市民との協働による、雨水の流出抑制と有効利用	市街化区域における一般住宅及び民間事業者や集合住宅、駐車場を所有または占有している者	・雨水貯留施設等の設置に要した費用の2/3(限度額あり)を補助 ・補助制度の周知	計画 どおり	3,812	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):雨水貯留・浸透施設設置の促進】 ・設置基数が前年度に比べ減少したことを踏まえ、更なる市民意識の醸成を図るため、今後も積極的に広報活動を行う必要がある。 ・令和2年度から新たに補助対象となった事業者による申請件数が伸びなかったことから、事業者に対しより効果的な要望活動を行う必要がある。 ・「総合治水・雨水対策推進計画」の「貯める」取組を推進するため、これまでの取組結果を検証し、透水性舗装を補助対象とする制度拡充を行った。 ・設置者のメリットが分かりやすい広報活動を行い、設置数の促進につなげる。</p> <p>【②今後の取組方針:補助制度の利用促進】 ・R5年度より補助対象に追加した透水性舗装を含め、周知および要望活動に努めていく。 ・取組の検証結果などを踏まえ、市民に向けた効果的な周知活動として、子育てサロンでのPR活動を行うほか、事業者への要望活動などを実施していく。</p>	拡大
397	公共下水道雨水整備計画の推進	Ⅲ-9	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 戦略事業	雨水幹線等の整備	公共下水道雨水排水区(市街化区域)の市民	雨水幹線等の整備	計画 どおり	873,978	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):浸水被害の軽減】 ・「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に位置付けた大久保谷地川排水区の整備を実施したことにより、道路冠水被害が軽減する見込みである。 ・雨水幹線の整備にあたっては、放流先である流末の整備と調整を図り、より効果的な整備に取り組む必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:雨水幹線の着実な整備】 ・今後も、市街化区域における浸水被害を解消するため、浸水実績等を踏まえ、効果的な雨水対策が図れるよう関連する河川・道路などの事業と連携しながら雨水幹線の整備に取り組んでいく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
398	消防力の整備検討	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		効果的・効率的な消防施設整備の検討	消防施設	消防施設整備の検討	計画 どおり	0	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:「宇都宮市南消防署整備基本計画」の策定・公表 宇都宮市南部地域での災害対応などの拠点となる施設の整備に向け、平成30年度に定めた「宇都宮市消防施設整備方針」を基本として、導入する具体的な機能・規模や建設予定地を定めるとともに、整備スケジュールなどを整理した「宇都宮市南消防署整備基本計画」を策定・公表した。</p> <p>【②今後の取組方針:整備基本計画に基づく着実な施設整備】 公表している令和9年度供用開始を目指し、地元理解の促進と円滑な用地取得を目指し、施設の着実な整備を行う。</p>	
399	消防団各分団運営交付金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		消防団員の確保	消防団	消防団の各分団での会議運営・訓練助成	計画 どおり	10,810	S51		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:円滑な消防分団活動の支援の実施 それぞれの地域に根ざし、新たな消防団員の確保や育成における主体的な役割を担う各消防分団の運営に要する経費について補助を行い、各消防分団の円滑な活動を促進するための支援を行った。</p> <p>【②今後の取組方針:消防分団活動の継続支援】 本市消防防災体制の充実・強化のためには、地域防災の要である各消防分団の活性化が不可欠であることから、今後もその活動に必要となる経費等への支援を継続していく。</p>	
400	消防団互助会補助金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		消防団員の確保	消防団	全団員が加入する消防団互助会への支援	感染症 の影響 による 変更	0	S30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:新型コロナウイルス感染症拡大による実施時期の検討 消防団員の研修及び福利厚生事業を実施するため、感染症対策や事業規模の縮小等を検討したが、想定以上の新型コロナウイルス感染症の拡大により、当初予定していた消防団員の研修及び福利厚生事業など全ての事業が中止となった。引き続き、事業を実施するために、昨年度の状況を踏まえた上で、実施時期等についても検討する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:継続した宇都宮市消防団互助会への支援の継続実施】 消防団員の確保・充実においては、活動環境の向上が必要であることから、新型コロナウイルス感染症の感染状況を確認した上で、事業実施の可否を検討し、引き続き、円滑な互助会運営を促進するため、事業への支援を継続していく。</p>	
401	消防施設整備事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		消防団施設の整備	消防団施設	消防団詰所新築更新による消防防災体制の充実強化	計画 どおり	151,573	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:消防団詰所更新整備事業による未耐震詰所の耐震化の実施 将来に向けた防災力の維持・向上のため、未耐震詰所の耐震化について計画的かつ遅滞なく行うことができた。</p> <p>【②今後の取組方針:消防団詰所更新整備事業による着実な未耐震詰所の耐震化の推進】 消防団は地域防災の中核であり、その活動拠点となる消防団詰所は地域の重要な防災拠点施設であるため、引き続き計画的に未耐震詰所の耐震化を推進する。</p>	
402	火災予防事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		・火災予防の普及啓発 ・防火意識の高揚	・市民 ・幼年消防クラブ員 ・少年消防クラブ員 ・婦人防火クラブ員	・防火作品の募集 ・幼年消防防火のつどい ・啓発用ポスター、リーフレットの作成、配布	計画 どおり	2,402	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:対象者のニーズを捉えた事業の実施 防火作品、防火標語の募集期間を対象者のニーズに合わせて柔軟に対応したことにより、多くの作品応募があった。また、幼年消防防火のつどいは、参加者が安心して参加できるよう工夫感染対策を講じながら実施し、事業の目的を達成した。</p> <p>【②今後の取組方針:効果的な火災予防と実施手法の調査・研究】 今後も失火などの人的要因による火災を防ぐためには、日頃から市民一人ひとりが、防火・防災に関心をもち、適切な対処法を身に付けておくことが重要であることから、引き続き、効果的な火災予防事業となるよう取組の強化を図っていく。</p>	
403	婦人防火クラブ補助金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		婦人防火クラブ活動の活性化	婦人防火クラブ員	・消火競技会の開催 ・消防学校一日入校の開催 ・防火広報の実施 ・結成50周年記念式典 ・役員視察研修	計画 どおり	1,350	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:各種研修による婦人防火クラブ活動の支援 ・消防学校一日入校や消火競技会、役員視察研修など実施により、各婦人防火クラブ員が活動することができ、事業の目的を達成した。 ・火災予防運動期間中の防火広報は、全39地区の広報を実施することができ、事業の目的を達成した。</p> <p>【②今後の取組方針:婦人防火クラブ活動への継続した支援】 家庭防火の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に活動している婦人防火クラブに対し、活動費を助成するなど、効果的な活動となるよう引き続き支援していく。</p>	
404	普及啓発事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		災害時における地域防災力の強化	・市民 ・自主防災会 ・企業、事業所	・役員・リーダー研修会の開催 ・自主防災会連絡会議の開催 ・事業所、各地区自主防災会等訓練の支援	計画 どおり	695	H4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:防災リーダー育成・支援 役員・リーダー研修会を実施し、防災に関する知識・技術を習得するなど、防災リーダーの育成支援を行った。また、自主防災会連絡会議では、防災に関する情報共有や各地区の連携強化に努めることができ、事業の目的を達成した。</p> <p>【②今後の取組方針:自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容充実】 各種災害による被害を軽減するためには、自分たちの地域と自らの命を守ること(自助・共助)が重要であり、そのためには、地域防災力の充実強化に向け、防災活動の中心的役割を担うリーダーの育成、支援が必要であることから、自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容を充実させ、引き続き普及啓発事業を推進していく。</p>	
405	自主防災会活動事業補助金	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		災害時における各地区自主防災会活動の支援	自主防災会	・各地区防災訓練の開催 ・各地区防災資機材の整備	計画 どおり	39	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:防災訓練等の指導、助言による自主防災組織活動の支援 各地区の自主防災会が地域の実情に合った効果的な訓練が行えるよう、企画の段階から積極的に指導・助言を行い、32地区で訓練を実施した。また、実施に至らなかった7地区については、防災資機材の充実強化を図ることなどにより、事業の目的を達成した。</p> <p>【②今後の取組方針:継続した自主防災会の活動への継続した支援】 ・災害時に地域住民が自主的に活動するため、防災訓練の実施や防災資機材の増強等を支援するほか、より効果的な自主防災活動が行えるよう、活動費を助成するなど、引き続き自主防災会の育成、強化に取り組む。 ・すべての地区において訓練が実施できるよう、引き続き、積極的な指導・助言に努める。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
406	消防車両等購入費	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		消防力の充実強化	消防車両	消防車両の整備	感染症 の影響 による 変更	137,115	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な消防車両更新による機能の高度化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車等1台(常備車両4台、非常備車両6台)の更新を実施したことで、消防車両の機能確保と高度化を図った。</li> <li>・当初消防車等の購入を14台予定していたが、4台に関しては新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ侵攻の影響、半導体不足等の影響により、年度内の納車が困難となり、令和5年度へ繰越しとなった。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続的な消防車両の継続的な整備】</p> <p>確実な消防・救急活動の実施及び一層の機能向上を図るため、国の補助金確保に向けた要望活動を積極的に実施しながら、今後も継続し計画的な車両更新の推進に取り組む。</p>	
407	防火水槽整備事業	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		大震災における消防水利の確保	耐震性防火水槽	市街地において均等に整備する。	計画 どおり	30,671	S25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):消防水利の確保】</p> <p>防火水槽3基を整備し、市街地における消防水利の充実強化を図った。</p> <p>【②今後の取組方針:整備計画に基づく事業の推進】</p> <p>大規模災害等による被害の軽減が図れるよう、計画的に耐震性防火水槽を整備していく。</p>	
408	水防対策の充実強化	Ⅲ-9	消防・救急体制の充実		水防技術の向上と水防意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防職員</li> <li>・消防団員</li> <li>・水防関係機関(国、県、町)</li> <li>・市民</li> </ul>	水防工法や啓発を実施する。	計画 どおり	1,215	S35		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):水防体制の充実・強化】</p> <p>水防関係機関の連携により実践的な訓練を実施し、水防技術の向上と水防意識の啓発を図った。</p> <p>【②今後の取組方針:水防法の定めによる訓練の継続】</p> <p>簡易的な水防工法や内水はん濫によるボート救出など、新たな訓練を取り入れながら、市民の水防に対する理解を深め、引き続き水防体制を強化していく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
409	防犯灯設置等・管理補助金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		自治会等が行う防犯灯の設置・維持管理の支援	自治会等	・補助金の交付(LED化に対する設置補助金の上乗せ補助・電気料相当分の管理費補助)	計画どおり	142,841	S42		【①昨年度の評価(成果や課題):LED防犯灯の設置割合(LED化率)の向上】 ・LED化率が96%を超え、LED化が着実に進んだことにより、まちの明るさが確保され、地域における防犯環境の向上につながった。また、自治会等の防犯灯維持管理に係る負担の軽減に寄与することができた。 ・LED化率の更なる向上に向け、蛍光管防犯灯が残っている自治会等に対しては2年間(R3,4年)の限時的措置として補助額を上乗せするとともに、LED防犯灯への交換の促しを行いLED化の推進を図った。 【②今後の取組方針:自治会の実情に応じた防犯灯LED化の働きかけの実施】 ・蛍光管防犯灯が残っている自治会の実態を捉え、自治会毎の実情に応じた対応(LED化)を働き掛けていく。	
410	防犯カメラ設置等・管理補助金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		自治会や連合自治会が行う防犯カメラの設置・維持管理の支援	自治会等	・補助金の交付(設置工事費等の補助・電気料相当分の管理費補助)	計画どおり	30,816	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):普及に向けた支援】 ・補助率の上乗せ(R2~4時限措置)により、新たに28団体65台の防犯カメラ設置が進み、地域の自主防犯活動を補完する取組が推進され、地域における防犯環境の向上につながった。 【②今後の取組方針:地域における設置支援】 ・補助率の上乗せが終了となり、従前の補助率へ変更となるが、引き続き、防犯カメラの設置や維持管理に要する経費を補助するとともに、警察と現地立会いのもと、防犯効果の高い場所への設置について助言を行うなど、地域における防犯カメラ設置支援に取り組んでいく。	
411	防犯講習会開催事業	Ⅲ-10	防犯対策の充実		市民の防犯意識の高揚と防犯知識の普及	市民	・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催	感染症の影響による変更	257	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):防犯講習会の実施】 ・前年度から受講者数は減少している一方、開催回数は増加しているが、コロナ禍前の水準までは回復していない状況である。 ・金融機関において年金支給日に合わせた広報活動を拡充したほか、地域に対して防犯対策に係る啓発動画DVDを配布するなど、啓発活動の充実を図ることができた。 【②今後の取組方針:啓発活動の充実】 ・女性や子ども、高齢者などが被害対象となりやすい犯罪の傾向を捉えた啓発の充実を図るとともに、動画等を活用した啓発活動に引き続き取り組んでいく。	
412	暴力団排除対策事業	Ⅲ-10	防犯対策の充実		暴力団の排除に関する意識啓発の実施	市民	・青少年への啓発 ・暴力団の公の施設からの利用制限	計画どおり	-	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):青少年への教育の実施】 ・中学生に対するリーフレットの配布や市ホームページでの広報により、暴力団排除に関する意識の高揚を図ることができた。 【②今後の取組方針:市民への広報や青少年への教育等の実施】 ・暴力団の排除に関する施策の推進のため、中学生を対象とした啓発チラシのタブレットへの電子配布のほか、警察及び関係団体等と連携し、市民への広報に努めるとともに、青少年への教育等を引き続き実施していく。	
413	地域防犯活動促進事業	Ⅲ-10	防犯対策の充実		地域住民による継続的な自主防犯活動の実施支援	・市民 ・事業者	・全市一斉防犯活動の推進	感染症の影響による変更	284	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):地域における防犯活動の実施】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、環境点検活動の規模を縮小している地区もあったが、各地区においては、少人数での見守り活動や防犯/トロール等を実施するなど、地域の実情に応じた防犯活動が実施され、地域における防犯上の問題箇所などについて共有や改善が図られた。 【②今後の取組方針:自主防犯活動への継続的な支援の実施】 ・地域の実情に応じた自主防犯活動の実施を支援するため、警察や防犯活動団体等と連携を図りながら、継続的な支援に取り組んでいく。	
414	宇都宮防犯協会負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		宇都宮防犯協会の運営支援	宇都宮防犯協会	・負担金の交付 ・協会の運営支援	計画どおり	9,088	S63		【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮防犯協会の運営支援】 ・地域の防犯活動の推進を図る宇都宮防犯協会への負担金の交付により、市内の全小1年生へ防犯ブザーの配付や幼労者表彰が実施されるなど、協会の安定的な運営を支援したほか、地域防犯活動の推進に寄与した。 【②今後の取組方針:宇都宮防犯協会に対する継続した支援】 ・引き続き、啓発イベントの開催や地区防犯協会との連携など当協会の運営を支援していく。	
415	(公社)被害者支援センターとちぎ負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		被害者支援センターとちぎの運営支援	(公社)被害者支援センターとちぎ	・負担金の交付 ・パネル展開催の支援	計画どおり	1,074	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):被害者支援センターの運営支援】 ・犯罪被害者や家族への相談等の支援を行う被害者支援センターとちぎへの負担金の交付により、団体の安定的な運営を支援したほか、市民ホールでのパネル展の開催を支援し、犯罪被害者の理解促進に寄与した。 【②今後の取組方針:被害者支援センターとちぎに対する継続した支援】 ・引き続き、犯罪被害者等に対する相談業務や犯罪被害者パネル展の開催などのセンターの運営を支援していく。	
416	幼児対象誘拐防止巡回指導負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		栃木県防犯協会が行う幼児対象誘拐防止巡回指導に対する活動支援	(公社)栃木県防犯協会	・負担金の交付	計画どおり	1,843	H5		【①昨年度の評価(成果や課題):栃木県防犯協会が実施する事業の支援】 ・防犯意識啓発事業などを行う栃木県防犯協会への負担金の交付により、幼児誘拐防止教育車(まもるごう)による巡回指導が実施されるなど、幼児や保護者などに対する防犯意識の高揚に寄与した。 【②今後の取組方針:継続した栃木県防犯協会に対する支援】 ・引き続き、幼児に対する幼児誘拐防止巡回指導など当協会の活動を支援していく。	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
417	路上喫煙対策事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		路上喫煙による歩行者の被害防止対策の推進	市民、本市の来訪者	・路面標示及び路上喫煙等防止立看板の修繕・指導員や広報紙等を通した。条例の周知や喫煙マナーの啓発	計画どおり	576	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):条例の周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例の周知啓発については、条例指導員がこれまでの路上喫煙等の多い場所や通行量の多い場所を重点的に巡回するほか、路面標示や啓発看板による周知などにより、路上喫煙等による被害の防止対策を推進した。</li> <li>JR宇都宮駅東口のまちひらぎに合わせて、変動喫煙被害防止のため指定喫煙所を設置するとともにJTとともに路上喫煙防止啓発のためのティッシュ配布を実施した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:関係課と連携した啓発活動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、条例指導員の巡回等による条例周知を行うとともに、違反者に対しては、今後違反行為をしないよう条例の周知や助言を行っていく。</li> <li>中心市街地における路上喫煙の状況を踏まえ、喫煙所設置について検討を行う。</li> </ul>	
418	交通安全運動の推進	Ⅲ-10	交通安全対策の充実	戦略事業	市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	市民	年3回の交通安全運動や普及啓発活動の実施	計画どおり	178	S45	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民一人ひとりの交通安全意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守の推進、交通事故の減少に向け、地域や警察等と連携しながら、交通安全運動を実施するとともに、様々な機会を捉えながら啓発を行うことにより、市民の交通安全に対する意識の高揚を図ることができた。</li> <li>近隣の高校や各地区交通安全推進協議会と連携し、実施箇所の見直しを図り、交通安全街頭活動を実施した。</li> <li>県、県警、鉄道事業者、百貨店と連携し、歩きスマホの危険性を周知する街頭広報活動を実施し、市民等の交通安全意識の高揚や交通マナーの向上を図った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:地域等と連携した交通安全の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全運動期間に、地域や警察、交通安全団体、学校等と連携しながら、街頭活動等を実施していくとともに、高校等と連携しながら、自転車安全利用やヘルメット着用を推進していく。</li> <li>民間企業等と連携し、効果的な街頭広報活動を行うことにより、歩きスマホの防止徹底を図っていく。</li> </ul>	
419	交通安全教育	Ⅲ-10	交通安全対策の充実	戦略事業	交通ルールの遵守及び交通マナーの向上	市民	幼児から高齢者までの各年代に応じた交通安全教室の開催	感染症の影響による変更	11,121	S49		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通ルールの遵守及び交通マナーの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、開催回数、受講者数ともに回復傾向にある。</li> <li>幼児から高齢者までを対象とし、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、市内の中学校・高校と連携し、入学に伴い不倦れな道路を通行する新1年生に対する自転車安全利用チラシを活用した交通安全教育を実施することにより、交通ルールの遵守につなげることができた。</li> <li>令和5年8月のLRT開業に向け、歩行者、自転車、自動車運転者の視点から、LRT導入後の道路空間を具体的にイメージできるよう、動画等を活用した交通ルールの周知に取り組んだ。</li> <li>LRTをはじめとする公共交通ネットワークの整備など今後の本市の社会・交通情勢の変化を捉え、LRTに関する交通ルールなどについて、周知を徹底していく必要がある。</li> <li>令和5年4月1日施行の「改正道路交通法」を踏まえ、自転車利用者のヘルメット着用を推進する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:LRTの開業に向けた交通安全教育の集中的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、各世代の特性に応じた教育を行うとともに、子どもや高校生、高齢者、自転車利用者を中心に取り組む対象として、動画やVRなどの手法も交えながら効果的な教育を実施していく。</li> <li>学校や市内の高校生が自らの交通問題について対策を検討する「高校生の交通問題を考える会」と連携し、自転車安全利用やヘルメット着用について、広く啓発を行っていく。</li> <li>令和5年8月のLRT開業に向け、庁内関係課、関係機関・団体と連携しながら、歩行者・自転車・自動車運転者の立場からのLRTに関する交通ルールなどの周知について、特に開業前に集中的に実施していく。</li> </ul>	
420	交通指導員制度	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		通学路における安全確保	児童等	通学路における交通指導員の立哨活動	計画どおり	1,765	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通指導員の配置による通学路の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登校時に危険箇所において交通指導員が交通安全指導を行うとともに、学校、地域、警察、道路管理者など関係機関と連携を図りながら交通指導員の適正配置に努め、通学路における安全の確保に寄与した。また、交通指導員に対し、交通安全に関する研修DVDを複製・配布し指導員の資質向上に努めた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:交通指導員の適正配置と資質向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通環境の変化や通学路合同点検の結果などを踏まえながら、引き続き、交通指導員の適正配置に努めるとともに、研修会の開催等により交通指導員の資質の向上を図っていく。</li> </ul>	
421	交通安全推進協議会連合会補助金	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		地域における交通安全意識の高揚	交通安全推進協議会連合会	補助金の交付	計画どおり	1,756	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域における交通安全意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の交通安全活動の中核的な役割を担う交通安全推進協議会が実施している危険箇所への交通安全啓発看板の設置やストップマークの表示等に対して支援を行うことにより、地域の交通安全団体の自主的な活動を促進することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:交通安全推進協議会主催事業への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全推進協議会主催事業の支援を行い、地域の交通安全活動の充実を図っていく。</li> </ul>	
422	交通指導員連絡協議会補助金	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		通学路における安全確保	交通指導員連絡協議会	補助金の交付	計画どおり	440	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):通学路における安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通指導員連絡協議会による横断旗の複製・配布を支援することにより、地域の交通安全活動が適切に行われ、児童を中心とした歩行者の安全確保を図ることができた。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により集合研修は開催できなかったが、自宅での教育DVD学習により、交通指導員の資質の向上に努め、通学路における安全の確保に寄与した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:交通指導員連絡協議会主催事業への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通指導員連絡協議会主催事業の支援を行い、会員活動の活性化や会員の資質向上を図っていく。</li> </ul>	



NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P 戦略事業 SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
423	自転車放置防止対策事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		適切な道路通行空間の確保	市民、自転車利用者	・駐輪場の利用促進と放置禁止の周知 ・市内の自転車放置禁止区域・規制区域内の放置自転車撤去	計画 どおり	23,258	S63		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):放置防止指導の実施と駐輪場の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放置防止指導による自転車放置禁止区域等の周知及び市内高等学校等へ駐輪場の利用促進を図るための周知を行うとともに、「即時撤去」を定期的に実施したことにより、近年、放置自転車は減少している。</li> <li>・依然として中心市街地やJR駅周辺では、放置自転車が見受けられることから、放置自転車の更なる減少に向けた対応策を検討していく。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続的な放置防止対策の実施と駐輪場の利便性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、放置禁止区域内の通行空間の確保を図るため、「通常撤去」や「即時撤去」の定期的な実施と併せて、放置防止指導員による巡回により、放置自転車を減少させていく。</li> <li>・自転車の放置を未然に防止し、道路通行空間の安全を確保するため、駐輪場の利用促進をより図る必要があることから、駐輪場にキャッシュレス決済を導入するなど、利用者の利便性向上を図る。</li> </ul>	
424	交通安全施設整備事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		交通事故の防止 通行の安全確保	市民、道路利用者	・交通安全施設の整備	計画 どおり	87,187	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通安全施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全上危険な箇所について、道路反射鏡の設置や防護柵の新設、区画線の更新を行った。加えて、栃木県で行われた国民体育大会の開催を見据え、計画通り防護柵や区画線の更新を行った。</li> <li>・交通安全上緊急性の高い箇所において、既存の道路空間内で対応可能な修繕や整備を行っているが、対象箇所や状況に応じた効果的な整備手法を検討していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的な交通安全施設整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も道路反射鏡の設置や区画線の更新等を実行的に行うことに加え、地域や警察、学校等の関係機関との通学路合同点検等の結果を踏まえ、より効果的な整備手法の導入を進める。</li> </ul>	
425	消費生活相談事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		消費者被害の救済	消費者	消費生活相談の実施	計画 どおり	159	S56	先駆的 トップクラ ス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):複雑・多様化する相談への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始を除き、毎日、相談窓口を開設していることに加え、関係機関等の研修への参加や外部講師による研修会の実施、相談事例について情報共有するなど、相談員の最新の専門的な知識の習得や技術の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に関連した悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集を迅速に行ったことにより、複雑・多様化する相談に適切かつ迅速に対応した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:相談員の知識の習得や技術の一層の向上、災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び相談対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑・多様化する相談に適切かつ迅速に対応するため、引き続き、関係機関等の研修への参加や外部講師による研修会を実施するなど、相談員の最新の専門的な知識の習得や技術の一層の向上を図っていく。また、災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び相談対応に努めていく。</li> </ul>	
426	消費者教育・啓発事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		消費生活の安全確保	消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活出前講座の開催</li> <li>・啓発物品の作成、配布</li> <li>・家庭科副読本の作成、配布</li> <li>・家庭の教育手帳の作成、配布</li> <li>・広報紙、新聞広告等による情報提供</li> <li>・公共交通機関における周知</li> <li>・SNSを活用した情報発信</li> <li>・各種イベント等での周知</li> </ul>	感染症 の影響 による 変更	1,815	S52		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発、成年年齢引下げに伴う若年層及び市民への周知啓発、新型コロナウイルス感染症拡大に関連した消費生活情報の収集及び消費者への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者月間やイベント等の様々な機会において啓発を行うとともに、高齢者や若者を対象とした出前講座の実施や広報紙、新聞広告、ラジオ等の各種広報媒体を活用し、消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発を行った。出前講座については、コロナ禍において高齢者向け講座の依頼が減ったことに伴い、受講者数は減少したが、資料の提供を行って実施するなど、感染拡大防止に留意しながら工夫して取り組んだ。</li> <li>・令和4年4月に成年年齢の引下げがあったことから、成年年齢を間近に控えている市内の高校2年生に啓発カードを配布するほか、広報紙、ホームページ、ラジオ等の各種広報媒体を活用した啓発や庁内関係課との連携によるSNSを活用した情報発信を行うとともに、新たに、バスの車外広告を活用するなど、多様な手法により、若者が遅いやすい契約に関するトラブルなどについて、若年層を重点的に、広く市民に周知啓発を行った。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大に関連した悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への情報提供を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:様々な機会を活用した啓発や出前講座等の実施、多様な手法による若者の消費者トラブルの未然防止、災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び消費者への提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を活用して啓発を行うとともに、出前講座の実施や各種広報媒体を活用した啓発を行っていく。</li> <li>・令和4年4月の成年年齢引下げから1年が経過したところであり、引き続き、若者の消費者トラブルを未然に防ぐため、市内の高校2年生に啓発カードを配布するほか、広報紙、ホームページ、ラジオ等の各種広報媒体を活用した啓発や、国や県、庁内関係課との連携による情報発信を行うなど、多様な手法により、若年層を重点的に、広く市民により一層の周知啓発を行っていく。</li> <li>・引き続き、災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び消費者への情報提供を行っていく。</li> </ul>	
427	消費者取引適正化事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		消費者の生命・身体・財産の安全確保	三法に規定された製品を扱う販売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づく立入検査の実施</li> </ul>	計画 どおり	14	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):立入検査の実施による商品の取引状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の被害防止を図るため、法令に基づき、販売事業者に対して計画的かつ効率的に立入検査を実施し、「特定商品」の表示について適正であることを確認した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:計画的かつ効率的な立入検査の実施と安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施するとともに、法令及び条例に基づき、国や県と連携しながら消費者の安全確保に努めていく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
428	特殊詐欺対策事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		特殊詐欺被害の未然防止	消費者、特殊詐欺被害防止に取り組む事業者	・啓発物品の作成、配布 ・特殊詐欺啓発ポスター、チラシの作成・配布 ・「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施 ・公共交通機関における周知	計画 どおり	1,881	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:啓発チラシ等の配布や公共交通機関を活用した周知啓発、「特殊詐欺被害防止協力店」等の事業者との連携による啓発事業の充実</p> <p>・啓発ポスター、チラシ等の作成・配布や公共交通機関を活用した周知啓発を行うとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」・「特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店と連携した消費者への啓発を実施するほか、新たな事業者との連携により啓発事業を充実させて行った。</p> <p>【②今後の取組方針】:啓発チラシ等の配布や事業者との連携による啓発事業の実施</p> <p>引き続き、啓発ポスター、チラシ等の配布や、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店等の事業者と連携した被害の未然防止に向けた取組を行っている。</p>	
429	特殊詐欺退避機器等購入費補助金	Ⅲ-10	消費生活の向上		特殊詐欺被害の未然防止	65歳以上の市民	特殊詐欺退避機器を購入・設置する費用に対し補助金を交付	計画 どおり	6,631	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:「特殊詐欺退避機器」の普及促進</p> <p>・「特殊詐欺退避機器購入費補助事業」について、地域や警察、事業者等の関係機関・団体と連携しながら周知するほか、広報紙、ホームページ、新聞広告、ラジオ、公共交通機関等の各種広報媒体による周知や、電器店、特殊詐欺被害防止協力店等への協力依頼により、特殊詐欺退避機器の特徴や、利用者の声を紹介するなど、機器の効果も広く周知した。また、出前講座のほか、高齢者が多く集まる老人福祉センターにおいて、機器の効果も周知するなど、更なる普及促進を図った。</p> <p>・本市における令和4年の特殊詐欺被害件数は、令和3年と比較して増加しており、被害者の多くが高齢者であり、その手段の多くが電話によるものであることから、特殊詐欺退避機器のより一層の普及促進を図り、被害の未然防止に取り組む必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:地域や警察、事業者等との連携により機器の効果も広く周知</p> <p>電話による高齢者への特殊詐欺被害を未然に防止するためには、特殊詐欺退避機器が有効であることから、「特殊詐欺退避機器購入費補助事業」について、引き続き、広報紙、ホームページ、生活情報誌、新聞広告等の各種広報媒体による周知を行うほか、地域や警察、事業者等の関係機関・団体との連携により、機器の特徴やすでに利用している方の「不審な電話が減って安心」などの声及び特殊詐欺の事例を紹介するなど、機器の効果も広く周知し、更なる普及促進を図っていく。</p>	
430	計量検査事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		適正な計量の推進	計量による取引・証明を行う事業者	計量法に基づく計量検査の実施	計画 どおり	888	S28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:定期検査等の適正な実施による計量器の性能の確認</p> <p>適正な計量は、適正な商取引の基本であり、健康管理や快適な環境維持など大切な役割を果たしていることから、定期検査や立入検査を実施し、計量器の性能の確認をした。</p> <p>【②今後の取組方針】:計画的な定期検査や立入検査の実施</p> <p>引き続き、計画的に定期検査や立入検査を適正に実施していく。</p>	
431	家庭用品検査	Ⅲ-10	消費生活の向上		乳幼児衣類等の家庭用品における健康被害の未然防止	家庭用品を製造又は販売する事業者	・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、乳幼児衣料品等を試買し、ホルムアルデヒド等の有害物質の含有状況を検査	計画 どおり	28	H10		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:乳幼児用衣類や家庭用エアゾル製品など家庭用品の有害物質の検査実施</p> <p>・皮膚刺激に敏感な乳幼児への健康被害防止対策に重点をおいた乳幼児用衣類や家庭用エアゾル製品の試買検査を実施し、全てについて有害物質が基準値未満であることを確認できた。</p> <p>【②今後の取組方針】:家庭用品の試買検査の実施</p> <p>・家庭用品における健康被害を未然に防止するため、乳幼児衣料品等に含有する有害物質を計画的に試買検査する。</p>	
432	食品衛生検査事務	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品衛生の安全性確保に係る行政指導に必要な検査データを提供し、関係課の業務を科学的根拠により支援する。	・食品衛生対策所管課	・食品の安全性を確認するための検査の実施とデータ提供	計画 どおり	15,743	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:食品衛生検査の項目拡充及び精度の向上</p> <p>・野草の誤食を原因とする植物性自然毒の検査項目を拡充(12項目から19項目)したほか、残留農薬検査に係る農産物の品目(パプリカ)を追加するとともに、食品中の細菌や添加物等の基準適合検査等について、迅速かつ正確に実施するなど、依頼課の食品安全確保対策を円滑に支援できた。また、各種検査の調査研究に取り組むことにより、検査精度及び信頼性の向上を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:試験検査の充実と調査研究の推進</p> <p>・行政指導等に必要な検査データを依頼課に提供し、食品安全確保対策を科学的に支援できるよう、衛生環境試験所運営計画(令和2年度～6年度)に基づき、腸管出血性大腸菌(O157等)の遺伝子解析検査法を確立するとともに、国において残留農薬検査の効率化を図る動きがあることから、農産物等における残留農薬の効率的な検査法を検討するなど、引き続き、調査研究に取り組んでいく。</p>	
433	食品衛生・感染症対策推進事業	Ⅲ-9 Ⅲ-10 Ⅴ-19	危機に対する体制・都市基盤の強化 食品の安全性の向上 良好な生活環境の確保		病原体を取り扱う医療従事者等に対し、技術的な支援を行うとともに、職員の知識や検査技術を活用し、市民向けの情報を発信する。	・市民、医療関係者等	・医学生に対する感染症検査研修の実施 ・出前講座、科学体験教室、市民向け夏休み親子教室の開催	計画 どおり	34	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:医療関係者の資質向上と市民の食品・感染症等の理解促進に係る取組の充実</p> <p>・医学生に対し、感染症検査時における感染対策や適正な検体取扱いについて技術支援を行い、資質向上を図った。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症防止対策として人数の制限や内容を変更するなど、3密(密接、密集、密閉)を回避したうえで、市民を対象とした出前講座や小学生の親子を対象とした夏休み科学体験教室を開催するとともに、生涯学習課と連携し、地域の小学生を対象とした科学体験教室を開催するなど、食中毒や感染症等に対する正しい知識の普及を図った。</p> <p>【②今後の取組方針】:研修指導及び情報提供の推進</p> <p>・医療関係者向けの技術支援研修及び市民向けの出前講座や科学体験教室等について、感染防止対策に配慮しながら、業務を通して得られた科学的知見や専門的な用語をより分かりやすく情報提供するとともに、医療関係者または市民のニーズに応じた内容を盛り込むなど、内容の充実を図り、引き続き、研修指導や情報発信に取り組んでいく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
434	食品衛生監視指導業務	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品の安全確保の 推進	食品営業施設及び 学校、病院、社会福 祉施設等の集団給 食施設	・食品営業施設等の監 視及び取去検査(食品 抜き取り検査)	計画 どおり	3,084	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):効果的な監視指導による食品の安全確保の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品営業施設の監視を食品衛生監視指導計画(年度計画)に基づき危害度(リスク)別に実施するとともに、市内流通食品等の取去検査を実施することにより、食中毒発生件数は1件に抑えられた。</li> <li>特に、いちご一會とちぎ園とちぎ大会において、弁当調製施設や宿泊施設において調理した食品の取去検査(179件)と調理施設設備の清浄度確認のためのATP拭き取り検査(328件)、従事者に対する衛生講習会を計画的に実施したほか、大会関連食品提供施設の監視(延べ948件)を実施することにより、食品の安全確保を図った。</li> <li>最新の食中毒の発生動向などを捉えながら、監視対象施設をリスク別に重点化し、引き続き、効果的な監視指導に取り組んでいく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:効果的な監視指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品の安全確保の推進のため、依然として国内で多発しているアニサキスやカンピロバクターによる食中毒、大規模食中毒事件につながるノロウイルスによる食中毒の対策として、発生リスクの高い鮮魚介類や食肉の取扱施設、大規模調理施設等を重点監視対象とするなど、引き続き、食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を実施する。</li> </ul>	
435	食品健康危害防止対策	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		HACCPによる 衛生管理の導入促 進	食品等事業者	・HACCPによる衛生管 理の推進	計画 どおり	2,896	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):HACCPに沿った衛生管理の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>HACCPに沿った衛生管理の定着の状況を確認するため、大規模食品事業者に対して、監視時にHACCPの運用状況の検証・指導を行ったが概ね適切に管理されていた。</li> <li>中小規模食品事業者に対しては、監視時に衛生管理計画や日々の衛生管理記録の取組状況を「HACCP取組具合点検表」を用いて確認したが、HACCPに沿った衛生管理が定着していない施設があることから、引き続き、継続的に支援を行う必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:食品事業者へのHACCPの定着支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集合方式を主とする食品事業者への講習会(食品衛生責任者講習会)におけるe-ラーニング方式による受講の勧奨を行い、受講の機会を拡大してHACCPの普及啓発を図るとともに、監視時に「HACCP取組具合点検表」を用いて確認し、引き続き、HACCPに沿った衛生管理の定着を支援する。</li> </ul>	
436	自主管理体制の強化推進 事業	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品等事業者の自 主衛生管理の向上	食品等事業者	・食品衛生協会と連携し た巡回指導等の実施	計画 どおり	3,359	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生協会と連携した巡回指導等を実施するとともに、食品営業施設における衛生水準の向上を図り、HACCPの普及を一層推進するため、巡回指導にあたる食品衛生指導員に対する研修会等を開催したことにより、食品衛生指導員のHACCPへの理解が促進され、食品等事業者の自主衛生管理を向上することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:食品衛生協会との連携した食品等事業者の自主衛生管理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品等事業者へHACCPの考え方などの理解を促進し、自主衛生管理の向上を図るため、引き続き、食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員による巡回指導を実施する。</li> </ul>	
437	食品安全知識普及啓発事 業	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品安全に関する 情報提供の推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや情報誌 への食品安全情報の掲 載</li> <li>・出前講座、手洗い教 室、食品安全フェア、消 費者教室、親子食品安 全教室、食品安全講演 会、食品安全セミナーの 開催</li> </ul>	計画 どおり	690	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):食品安全情報の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品安全フェアや食品安全セミナーなどについて、感染対策を講じた上で集合方式により実施したほか、感染対策に役立つ手洗い教室を、食品衛生協会(手洗いマイスター派遣)と連携して実施し、親子食品安全教室については、オンラインにより工場見学を実施するなど、食品安全に関する情報提供を推進することができた。</li> <li>引き続き、SNSなどIoTを活用して新しい生活様式に対応した情報提供に取り組んでいく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:市民への衛生知識の普及啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品安全に関する正しい情報提供の推進のため、引き続き、感染症対策を講じながら食品安全フェアや食品安全セミナーなどを開催するとともに、新しい生活様式に対応した情報提供として、食中毒予防に関する動画コンテンツの配信や子育て世代に向けたSNSの活用など提供方法の拡充を図る。</li> </ul>	
438	食品衛生検査施設信頼性 確保	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品衛生検査施設 における信頼性の確 保	食品衛生検査施設 (衛生環境試験所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法に基づき、 食品衛生検査施設に対 し、内部点検及び外部 精度管理調査を実施</li> </ul>	計画 どおり	206	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):食品衛生検査施設の検査データ等の信頼性確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の食品衛生に係る行政検査の信頼性を確保するため、食品衛生検査施設の立ち入り検査を行い、試薬や機器の管理や検査記録等が適切に行われていることを確認した。また、検査結果の正確さやバラツキなどを調査する外部機関の精度管理検査を活用し、信頼性の確保に務めた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:食品衛生検査施設の信頼性確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品の安全確保のために行政検査を実施する食品衛生検査施設に対し、定期的、立ち入り検査や外部の精度管理調査を実施することで、検査データの信頼性を確保する。</li> </ul>	
439	衛生施設整備事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		斎場の整備及び霊 園の保全	斎場及び霊園の利 用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斎場の整備</li> <li>・霊園の保全</li> </ul>	計画 どおり	349,115	T5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):斎場整備費用の支払及び霊園保全状況の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>斎場については、整備費用を支払計画に基づき支払いを行ったほか、駐車場の修繕工事を行った。</li> <li>霊園については、供用開始から年数が経過していることから、施設の各種改修工事を実施した。北山霊園においては管理事務所のコア抜き調査を行ったほか、土木構造物(擁壁、法面等)や一般施設(園路、階段等)について専門家に依頼し、劣化状況の調査を行ったところ、健全度が低いと評価されたものはなかった。</li> <li>霊園においては、老朽化が進んでいることから、利用者が安全・安心に利用できるよう、保全が必要な箇所を把握し、計画的に修繕する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:霊園保全状況の把握・対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、霊園については、利用者が安全・安心に利用できるよう、保全が必要な箇所を把握し、適切に対応していく。</li> </ul>	
440	霊園建設事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		市民の墓地需要に 見合った安定的な墓 地供給	墓地を必要としてい る市民	霊園の整備	計画 どおり	9,394	H4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):墓地の安定的な供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築資材の確保に日数を要したことから、年度内に工事が完了しなかったが、市民の需要に応じた十分な墓地の空き区画は確保できている。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:市民ニーズ等に対応した墓地の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>墓地の供給実績や市民ニーズ等を踏まえ、関係課と連携を図り年度内に工事を完了できるよう計画的に整備していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何を)	取組(何を)						
441	生活衛生関係施設の監視・指導	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		施設の衛生状況等の改善	生活衛生関係施設(理美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場)の設置者	施設の衛生状態の確認及び指導の実施	計画どおり	346	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):監視・指導の定期的実施】</p> <p>生活衛生関係施設への監視と浴槽水のレジオネラ検査について、年度計画に基づき予定どおり実施し、その中でリネンや貯湯槽などの管理不備が判明した施設、レジオネラが検出された施設などに対しては改善指導を行うなど、施設の衛生状況等の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:衛生的な生活環境の確保の推進】</p> <p>・市民の快適で衛生的な生活環境の確保を図るため、引き続き、営業施設の監視指導を定期的に実施する。</p>	
442	水道施設に対する監視・指導	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		施設の衛生状況等の改善	専用水道、簡易専用水道、小規模水道、小規模貯水槽水道、飲用井戸の設置者	水道施設の衛生状態及び水道水質の確認及び指導の実施	計画どおり	97	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):監視・指導の定期的実施】</p> <p>・水道施設の監視について、年度計画に基づき予定どおり実施し、その中で水質検査の頻度などの管理不備が判明した施設に対しては改善指導を行うなど、施設の衛生状況等の確保が図られた。</p> <p>・設置者による自主的な法定検査が必要な簡易専用水道については、受検率向上が課題となっている。</p> <p>【②今後の取組方針:飲料水の安全確保の推進】</p> <p>・飲料水の安全確保を図るため、引き続き、水道施設の監視指導を定期的に実施する。</p> <p>・簡易専用水道の設置者による法定検査の受検率の向上に向けて、施設の現状を確認し台帳整理を行った上で、未受検施設に対して通知等により受検を促す。</p>	
443	建築物の衛生的環境の確保対策事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		建築物の衛生的環境の確保	特定建築物(大規模建築物)、建築物の衛生管理にかかわる清掃業者・水質検査業者・貯水槽清掃業者等の登録業者	特定建築物の衛生状態、冷却塔のレジオネラ菌の検査及び登録業者の機器の保管状況等の確認	計画どおり	162	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):立入検査、報告の徴収の実施】</p> <p>・特定建築物への監視と冷却塔のレジオネラ検査について、年度計画に基づき予定どおり実施し、その中で温度湿度や排水、衛生害虫などの管理不備が判明した施設、レジオネラが検出された施設に対しては改善指導を行うなど、建築物の衛生的環境の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:特定建築物の衛生的環境の維持、向上】</p> <p>・建築物の衛生的環境の確保を図るため、計画的に特定建築物の監視指導やレジオネラ検査等を実施する。</p>	
444	衛生害虫に関する指導・啓発事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		衛生害虫による事故の防止	市民及び市内に土地・家屋を所有している者または管理者	衛生害虫の駆除依頼及び衛生害虫相談室の紹介	計画どおり	346	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):衛生害虫の知識の普及啓発による感染症や事故の防止】</p> <p>・市民等へホームページ等を活用して蚊・毛虫・ハチなどの衛生害虫の知識を普及啓発したほか、通報や相談に適切に対応し、衛生害虫による事故の発生を未然に防止することができた。</p> <p>【②今後の取組方針:所有者等による自主的な衛生害虫の駆除の推進】</p> <p>・衛生害虫による事故防止や蚊媒感染症発生防止のために、引き続き、衛生害虫の知識の普及啓発に加え、苦情相談があった土地・家屋については現地確認し、必要に応じて関係部局と連携してその所有者や管理者に対し、自主管理を促す。</p>	
445	飼えなくなった犬猫などの引き取り	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		犬猫の引取り数の削減	飼えなくなった犬、猫等及びその飼い主	飼えなくなった犬、猫等の引取り及び終生飼養の普及啓発	計画どおり	5,800	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正飼養、終生飼養の普及啓発による引取り数の削減】</p> <p>・飼い主に対し、犬猫の健康と安全に気を配り、不妊手術を実施することや、近隣に迷惑をかけることのないよう適正に飼養する「適正飼養」、犬猫が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の普及啓発を実施したことにより、犬猫の引取り数の削減が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:飼い主への適正飼養、終生飼養の啓発の推進】</p> <p>・犬猫の引取り数の削減のために、引き続き、適正飼養、終生飼養の普及啓発を実施する。</p>	
446	飼い犬等の不妊手術費補助金	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		犬猫の繁殖制限の推進	不妊手術を受けた犬・猫の飼い主	不妊手術費に対する助成金の交付	計画どおり	5,860	H7		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正飼養の意識の醸成と不妊手術の周知】</p> <p>・犬猫の飼い主の繁殖制限などの適正飼養意識を醸成し、不妊手術費に対する助成制度を周知することにより、申請に応じた助成が適切に行われ、犬猫の繁殖制限の推進が図られた。</p> <p>・コロナ禍において、市民が自宅で過ごす時間が増えたことなどを要因に、飼養する犬猫の頭数は増加傾向にあることから、不意な繁殖の防止を徹底し、適切な助成を維持する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:助成制度の利用促進の推進】</p> <p>・犬猫の繁殖制限の推進のために、引き続き、適正飼養の意識を高めるとともに、ホームページや広報紙等を活用して助成制度を周知し、適切に補助を実施する。</p> <p>・不意な繁殖を防止するため、犬猫の飼い主に対して、実施時期など不妊手術の必要性、重要性を周知していく。</p>	
447	栃木県動物愛護フェスティバル開催負担金	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		動物愛護の普及啓発の推進	市民	動物愛護フェスティバルの共催	計画どおり	400	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):動物愛護フェスティバルの実施】</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響により、感染対策を講じながら例年よりも規模を縮小して開催した。</p> <p>【②今後の取組方針:関係機関等と連携した効果的な啓発】</p> <p>・感染対策を十分に講じたうえで関係機関等と連携協力して動物愛護フェスティバルを開催し、実際に動物とふれあう機会を設けるなど親しみやすい手法で効果的に動物愛護の普及啓発の推進を図る。</p>	
448	狂犬病予防対策	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		狂犬病発生による健康被害の防止	犬(野犬・飼い犬)及び犬の飼い主	犬の登録、狂犬病予防注射の促進及び野犬の捕獲	計画どおり	30,434	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種等の促進と犬の捕獲の実施】</p> <p>・犬の登録や狂犬病予防注射の促進のほか、野犬を捕獲することにより、狂犬病発生による健康被害の防止が図られた。なお、捕獲犬の飼い主へ返還頭数は25頭(返還率74%)で、その他は全て新しい飼い主へ譲渡された。</p> <p>・予防注射頭数は若干減少し、海外からの狂犬病侵入時のまん延防止のためには予防注射の実施率向上が課題となっている。</p> <p>【②今後の取組方針:狂犬病予防接種率の向上の推進】</p> <p>・狂犬病発生による健康被害の防止のために、引き続き、犬の登録、予防注射の実施を促進するとともに、市内の野犬(徘徊犬を含む)の捕獲を実施する。</p> <p>・予防注射の実施率向上に向けて、未接種犬の飼い主へのはがきやチラシに、犬への接種率の低下の人への影響をわかりやすく掲載し周知することなどにより、予防注射の実施を促す。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
449	動物愛護推進事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		動物愛護の普及啓発及び収容動物の譲渡の推進	市民	リーフレット等の配布、各種講習会の実施及び譲渡動物情報の周知	計画どおり	1,965	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):動物愛護の普及啓発と収容動物の譲渡促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡や動物愛護の普及啓発などを強化するため、既存の動物収容施設を改修・増築し、動物愛護センターとして令和4年度から運用を開始した。</li> <li>・動物愛護センターを会場として、犬や猫の飼い方講習会等を開催し、動物愛護の普及啓発を図るとともに、週末ふれあい譲渡会を開催し、譲渡機会の拡大を図った。併せて、SNSを利用して収容動物の新しい飼い主探しや動物愛護の普及啓発を実施した。</li> <li>・ミルクボランティア事業(獣医師会加入の協力動物病院で生まれてまもない子猫を譲渡可能な大きさまで育ててもらい取組)は令和3年度に引き続き、ふるさと納税による寄付金の活用により活性化し、子猫の生存機会の拡大が図られ、新しい飼い主への譲渡へつながった。</li> <li>・飼い主が自らの責任のもと、適切にペットと同行避難するなど発災時に対応できるよう、えさの備蓄や、他人と過ごす避難所生活を想定したしつけの実施など、日頃からの備えについて、啓発する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:関係者と連携した動物愛護の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護センターを活用したパネル展示や各種講習会、譲渡会の実施に加え、SNSなどのICTを利用した多角的な情報発信により、動物愛護の普及啓発と譲渡事業を推進し、犬猫の殺処分ゼロを目指す。</li> <li>・ミルクボランティア事業については、ふるさと納税による寄付金を活用し、引き続き安定的な事業運営を図る。</li> <li>・同行避難など発災時に適切に対応できるよう、飼い主に対し、ペットのしつけや健康管理、備蓄品の確保などについて、市主催の総合防災訓練等のほか、広報紙への掲載、市有施設へのポスター掲示を活用して、普及啓発を実施する。</li> </ul>	
450	負傷動物の収容	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		所有者等への返還、譲渡等による当該犬猫の生存の機会拡大	負傷または疾病にかかった動物(犬、猫等)	動物の収容及び応急処置	計画どおり	308	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):負傷動物の収容と応急処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共の場所での疾病にかかったり、負傷した犬猫等の動物の収容や応急処置をすることにより、所有者等への返還や譲渡等による当該犬猫の生存機会の拡大が図られた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:負傷動物の収容等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護及び生命尊重の理念に基づき、引き続き、負傷または疾病にかかった動物を適切に収容し、必要に応じて応急処置を実施して、所有者等への返還や譲渡へ繋げ生存機会の拡大を図る。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
451	市民憲章推進協議会補助金	Ⅲ-11	協働によるまちづくりの推進		市民憲章が目指す「明るく、楽しく、美しいまちづくりの実現」	市民憲章推進協議会	市民憲章の普及啓発を担う協議会への事業支援	計画 どおり	5,429	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民憲章の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民憲章に掲げる「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現に向け、3年ぶりに「フェスタmy宇都宮」や「ウオーキングフェスタ」を開催するとともに、2年ぶりに開催した「市民の日記念のついで」では市民憲章表彰を行うことにより、市民やNPO、企業等に市民憲章の周知啓発を図ることができた。</li> <li>市民憲章の普及啓発をより一層推進し、市民等の理解促進に努めていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:市民憲章の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民憲章推進協議会構成団体やNPO、企業等と連携しながら、引き続き、ホームページ、SNS、各種メディア等や、イベント等の機会を通じて市民憲章の普及啓発を図っていく。</li> </ul>	
452	まちづくり活動応援事業	Ⅲ-11	協働によるまちづくりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	まちづくり活動に参加する「きっかけ作り」と活動継続の「励み」の創出	・市民 ・地域団体 ・NPO ・企業 等	・アプリを活用したまちづくり活動情報の発信・入手、まちづくり活動への参加機会の創出	計画 どおり	14,151	R1	独自性 先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):まちづくり活動応援事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域において、本事業が活用されるよう、「まち活応援隊」(地域行政機関職員)による「1地区1モデル事業」の創出支援に取り組んだほか、地域活動団体、NPO、企業等を対象とした事業説明会の開催や、SNSなどを通じた事業PR動画の周知による事業の普及啓発を行った結果、活動者等の登録の増加や活動機会の創出を図ることができた。</li> <li>更なる参加促進を図るため、引き続き、地域活動団体、NPO、企業等に対し、まちづくりセンターと連携しながら、本事業の参加方法、仕組みなどについて周知する必要がある。</li> <li>市内全域において、本事業が活用されるよう、参加者(団体・個人)の登録促進や相談支援の充実を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:まちづくり活動応援事業の認知度向上及び活用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活用促進が図られるよう、アプリの操作性(検索方法など)の改善に向けた画面改修を行うほか、活動者の「励み」や実施団体の「活力向上」につながるよう、引き続き、まち活応援隊やまちづくりセンターと連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を活用し、活動団体等に対する事業の理解促進、参加促進に向けた効果的な施策を検討し、実施していく。</li> </ul>	
453	市民活動助成事業助成金	Ⅲ-11	協働によるまちづくりの推進		市民活動団体の自立化及び活動の活性化	市民活動団体	公益的な非営利活動に対する財政支援	計画 どおり	2,069	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民活動団体の活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>17団体に対してまちづくり活動に要する費用の一部を助成することにより、シニア世代向けの携帯・スマホ勉強会の開催や、大学生等に朝ごはんやおやつなどを提供するカフェの開催など、団体の自主的かつ公益的な活動を支援し、市民協働のまちづくりを推進することができた。</li> <li>より多くの市民活動団体が助成事業を活用できるよう、まちづくりセンターと連携しながら、市民活動団体への周知を行い、団体の活動の活性化を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:継続的な市民活動団体への活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動団体が、活動を継続し、自立できるよう、引き続き、まちづくりセンターと連携しながら、団体の申請促進や活動支援に努めていく。</li> </ul>	
454	まちづくりセンターの運営	Ⅲ-11	協働によるまちづくりの推進		まちづくり活動の活性化	・市民 ・地域活動団体 ・非営利活動団体 ・企業 ・大学	まちづくり活動の支援	計画 どおり	29,100	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民協働のまちづくり活動への参加促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働のまちづくりの拠点施設として、まちづくりに関する相談対応やボランティア等の人材育成支援などに取り組んだ結果、利用者による事業評価アンケートにおいて、高い水準の満足度を維持することができた。</li> <li>地域活力の維持・向上を図るため、大学生等の若者のボランティアへの参加促進や、地域活動団体等の運営や団体間の連携などを支援していく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:まちづくり活動団体の活性化支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会をはじめとした活動団体やまちづくりに関心のある若者などの市民を対象とし、デジタルの活用などをテーマとしたまちづくり勉強会を開催するとともに、引き続き、まちづくり活動の活性化や活動主体間の連携・協力の促進に取り組む。</li> </ul>	
455	宇都宮市自治会連合会補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	自治会活性化の促進	・宇都宮市自治会連合会 ・地区連合自治会 ・単位自治会	・宇都宮市自治会連合会の運営支援 ・自治会加入促進・活性化への支援	計画 どおり	62,736	S54		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):自治会活動の活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「自治会活動・元氣アップ研修会」の開催回数を1回から3回に拡充したことにより、前年度より多くの自治会長等へ、コロナ禍での活動や運営のあり方について学びの機会を提供することができ、自治会長等の改革意識の醸成を図ることができた。</li> <li>「魅力ある自治会づくり支援事業補助金」の交付により、「富PASSを活用した自治会加入促進」や「地域の防災意識の向上」など、自治会の課題解決に向けた地域主体の取組が行われ、自治会の魅力を高めることができた。</li> <li>自治会加入促進や活動の活性化にあたっては、宇都宮市自治会連合会等と連携しながら支援を継続し、これまでの取組により得られた成果を全市に波及させていくほか、自治会長等をはじめとした市民の自治会に対する意識の改革を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:自治会活動の活性化支援の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これからの自治会のあり方の検討や活動の活性化に向けた意識の醸成を図るため、新たに「自治会シンポジウム」を開催するほか、「魅力ある自治会づくり支援事業補助金」において、「中高層マンションへの加入促進」など具体的なテーマを示して募集するとともに、「自治会活動・元氣アップ研修会」をより実践的な内容とすることにより、自治会への加入促進や活動の活性化を図っていく。</li> </ul>	拡大
456	自治会の活性化支援	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	自治会活性化の促進	単位自治会	自治会活動表彰	計画 どおり	97	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):自治会活動活性化の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍における地域活動再開の機運醸成や、新たな活動の担い手育成など、安全安心で住み良い生活環境の維持につながる優良な活動を行った自治会を表彰し、その活動内容をまとめた事例集を全自治会へ配布するとともに、市ホームページで公開するなど、広く周知することにより、地域行政機関と連携しながら、自治会の活性化を促進することができた。</li> <li>自治会活動の担い手確保や、参加者の高齢化・固定化などの課題解決や活動の活性化に向け、支援の充実を図っていく必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:自治会活性化の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、自治会が課題解決や活動の活性化に主体的に取り組めるよう、地域行政機関による相談支援や優良活動事例の紹介などの支援を継続していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
457	地域集会所等建設推進事業補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	・自治会の活動場所や地域住民の居場所の整備促進、活動拠点の確保	単位自治会	地域集会所建設のための補助	計画どおり	18,006	S53		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：自治会活動拠点の整備促進】 ・地域住民が活用しやすい居場所づくりのため、宇都宮市自治会連合会と連携しながら、制度の周知に努め、エアコンの設置やトイレの洋式化、AEDの設置など、地域集会所等の建設等にかかる助成により、自治会活動拠点の整備促進を図ることができた。 ・自治会集会所の効果的な活用による自治会活動の活性化を図るため、集会所の活用状況等を把握する必要がある。(集会所に関するアンケート実施済み)</p> <p>【②今後の取組方針：自治会活動拠点整備の継続支援】 ・アンケートの結果を踏まえ、地域集会所の効果的な活用に必要な支援の内容について検討を進めるほか、引き続き、宇都宮市自治会連合会と連携しながら、制度の周知に努めていくとともに、空き家再生支援事業等とも連携しながら、自治会活動拠点の確保や整備促進を図っていく。</p>	
458	地域まちづくり計画の策定支援	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	・地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり計画研修会へのアドバイザーの派遣	計画どおり	-	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：地域まちづくり計画の理解促進】 ・地域まちづくり計画の策定から10年が経過する地区を対象として、計画改定に向けた手法等について意見交換を行い、計画改定に向けた意識醸成を図るとともに、新たに策定を検討する地区に対し勉強会等の支援を行い、計画策定の準備を進めることができた。 ・複雑・多様化する地域課題やニーズに対応し、地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、地域の将来の指針となる地域まちづくり計画策定を促進するとともに、策定済地区における計画の取組状況の把握や新たな地域課題の反映に向けた支援が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針：計画未策定地区への策定着手支援】 ・地域まちづくり計画の未策定地区に対して、地域学講座の開催や策定済地区の事例紹介等により、理解促進と意識醸成を図っていくとともに、策定済地区に対しては、地域まちづくり計画の取組状況の把握や新たな地域課題の反映に向けて支援していく。</p>	
459	協働の地域づくり補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	・特色ある地域づくり活動の促進 ・地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり組織の活動への支援	計画どおり	72,067	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：特色ある地域づくり活動の促進】 ・地域みんなの夢実現事業の補助を7地区が活用し、各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、地域行政機関と連携しながら、補助制度の活用や事業実施のアドバイス、他地区の取組事例の紹介などの支援により、地域の特産品を活用した加工品の作成や、文化遺産の伝承と情報発信など、特色ある地域づくりの促進を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針：地域主体のまちづくりへの継続支援】 ・特色ある地域づくり活動の促進については、各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域特性を活かしながら行う、地域主体のまちづくりを全市に広げるため、引き続き、地域みんなの夢実現事業の補助を継続するとともに、地域行政機関と連携しながら、地域まちづくり計画策定の促進、計画の具現化に向けた補助制度の活用や事業実施のアドバイス、他地区の取組事例の紹介など、支援の充実を図っていく。</p>	
460	コミュニティ助成事業補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進		・地域まちづくり組織等の活動拠点の機能充実	地域まちづくり組織	・まちづくり活動に必要な設備・備品購入費や活動拠点の整備費を助成	計画どおり	2,500	S60		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：地域活動拠点の機能充実】 ・(一財)自治総合センターの助成制度を活用し、住民交流を深める事業や、防犯・環境活動に重点をおいたコミュニティ活動に必要な備品の購入を支援することにより、市民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針：地域活動拠点の機能充実に向けた継続支援】 ・特定財源である(一財)自治総合センターの助成制度の財源確保に努め、地域活動拠点の機能充実に向けた支援を継続していく。</p>	
461	上河内梵天祭り交付金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進		・地域が一体となったまちづくりの推進及び地域活性化の促進 ・文化の力を生かしたまちづくりの推進	・祭りへの参加者及び地域住民 ・梵天祭りへの来訪者	・三百五十有余年の歴史を持つ、市を代表する伝統行事である梵天祭りの開催を実行委員会において実施	感染症の影響による変更	193	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：地域一体のまちづくり、地域活性化】 ・来訪者が見物するメインの通りについては、梵天の隊列と間隔の取れる幅員の通りに変更したほか、参加者の検温や消毒を徹底するなどの感染防止策を講じて、3年ぶりに祭りを開催した。 ・新型コロナウイルスへの感染懸念から梵天奉納団体は2団体に限られたが、沿道や梵天を奉納する羽黒山山頂では地域住民や来訪者など約2万人が見物し、賑わいを見せた。 ・新型コロナウイルス感染拡大前の約4万人の来訪者数に回復させ、以前のように盛大な賑わいを取り戻していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針：地域一体のまちづくり、地域活性化】 ・市を代表する地域一体の祭りとして、また祭りの魅力を再度、高めるため、奉納団体数を新型コロナウイルス以前の12団体程度となるよう、関係者へ働きかけを行う。 ・また、参加者の高齢化により梵天の担ぎ手を新たに確保していくため、域外から参加者を募り、他地域との交流促進も併せて図っていく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
462	集団広聴事業(まちづくり懇談会等)	Ⅲ-11	市民の市政への参画促進		市民の市政への参画の促進	市民	地域まちづくり組織との共催による「まちづくり懇談会」や、気軽に市長と語りあう「市長とトーク」を実施	感染症の影響による変更	289	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】安心・安全に参加できる感染防止策等を講じた懇談会の開催、若い世代の積極的参加</p> <p>・集団広聴事業においては、市民が安全・安心に参加できるよう新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するとともに、感染状況や国等の動向を注視しつつ、地域の意向を確認しながら、必要に応じて、文書により意見や質問をいただき回答する方法により安全・安心に実施することができた。</p> <p>・「まちづくり懇談会」については、4年間で全39地区を巡回する2年目の年にあたり、令和2年度に整理した実施スケジュールに基づき実施したほか、開催地区の意見・意向を伺いながら、開催方法を検討することとした。</p> <p>・令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2地区は文書により意見や質問をいただき回答する方法で実施した。</p> <p>・また、若い世代の参加促進を図るため、開催地域に参加協力を呼びかけ、可能な範囲で協力をいただいた。</p> <p>・「市長とトーク」については、「小中学生」対象の回を実施したが、「一般」「高校生」「大学生等」対象の回は応募がなかったため未実施であった。</p> <p>・「小中学生」以外については、広報紙や市ホームページにより広く募集を行ったものの応募がなかったため、効果的な周知方法について見直しを行う必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針：若い世代の参加促進】</p> <p>・事業実施にあたっては、若い世代の参加促進のため、育成会などの地域団体への呼びかけや、市ホームページ等による既存の周知方法に加え、SNSの活用や市内の高校・大学との連携した周知強化に取り組んでいく。</p> <p>・新型コロナウイルス感染防止対策については、5類感染症移行に伴い、国が示す基本的な感染対策の考え方を参考にしながら、地域の意向を踏まえた開催方法により実施していく。</p>	
463	市政情報コールセンター事業	Ⅲ-11	市民の市政への参画促進		市民サービスの向上	市民	市政情報に関する定型的な問い合わせに対応するコールセンターを設置。対応マニュアルとなる「よくある質問(FAQ)」等により、問い合わせに回答	計画どおり	313	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】市民に提供する情報の充実</p> <p>・「よくある質問(FAQ)」については、コールセンターオペレーターが電話応対時に使用するほか、市ホームページ上で公開し、市民が閲覧できるようにすることで、インターネット上でも情報を取得できるようにするとともに、情報の適正管理を行った。</p> <p>・問い合わせ受付件数に対し、ワンストップ率は0.1%増加し、100%を達成し、市民からの問い合わせに対し、的確かつ迅速に対応した。</p> <p>【②今後の取組方針：FAQの適正管理と内容の充実】</p> <p>・わかりやすく充実した市政情報を提供するため、引き続き、市政情報コールセンターの円滑な運営を図る。</p> <p>・FAQの適正管理のほか、新規事業で問い合わせが多く寄せられると想定されるものについては、あらかじめFAQを作成する。</p>	
464	宮だより(ふれあい通信、市長へのメール、市長へのファクスなど)事業	Ⅲ-11	市民の市政への参画促進		市民の市政への参画の促進	市民	ふれあい通信(手紙等)、市長へのFAX、市長への電子メールにより市民からの声を聴取	計画どおり	4	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】迅速かつ丁寧な対応・回答に向けた新たな取組の実施、意見の公開</p> <p>・宮だよりについて、コロナ禍においては新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせが増加する中、新型コロナウイルス感染症以外の問い合わせについても増加するなど、市政全般に関して多くの意見が寄せられており、これらに対し、丁寧かつ適切に対応することができた。</p> <p>・市民が主役のまちづくりを実現するため、寄せられた市政に対する意見等については、あらゆる機会を活用し、全庁的な協力を得ながら、迅速かつ丁寧な回答作成に取り組んだほか、意見数等をまとめた「市民の声」をホームページ上に公開し、多くの市民に市政を身近に感じてもらえるよう周知を行った。</p> <p>【②今後の取組方針：迅速かつ丁寧な対応・回答の実施、意見等の分析】</p> <p>・寄せられた意見に対し、迅速かつ丁寧に対応するために、引き続き、情報共有の徹底など全庁的な取組を実施するほか、「市民の声」や、多くの市民に影響のある意見・要望やそれに対する市の回答等について、市ホームページで周知していく。</p> <p>・宮だよりで寄せられた意見等について、市民のニーズ・意見等を的確に捉えるため、意見の分析方法について検討する。</p>	
465	パブリックコメント制度	Ⅲ-11	市民の市政への参画促進		市民の市政への参画の促進	市民	計画等の最終的な意思決定前に計画案を公表し、郵送・FAX/電子メール・持参による意見等を考慮した計画策定を行うとともに、意見等の概要や市の考え方などを公表	計画どおり	0	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】市民への積極的な周知</p> <p>・市民主体のまちづくりの実現に向け、政策案等についてより多くの市民から意見をいただけるよう、「パブリックコメント制度実施要綱」等に基づき、市民へ積極的に周知を行った。</p> <p>【②今後の取組方針：適正な市民周知の実施】</p> <p>・今後とも、要綱等に基づき適正に市民への周知を行う。</p>	
466	市政世論調査事業	Ⅲ-11	市民の市政への参画促進		市民の市政への参画の促進	宇都宮市に居住する満18歳以上80歳未満の市民(住民基本台帳から4,800人を無作為抽出)	政策の満足度・重要度や各課の課題について調査項目を作成し、郵送調査。集計・分析の実施	計画どおり	3,267	S43		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】回収率約50%の維持</p> <p>・回収率を向上し調査結果の信頼度をより高めるため、平成27年度から、郵送による回収とインターネットによる回答を併用しており、おおむね50%の回収率を維持している。</p> <p>【②今後の取組方針：信頼度向上に向けた回収率向上の取組の実施】</p> <p>・調査結果の信頼度向上に向けて、回答率の向上を図るため、わかりやすい質問文を心がけ、回答者の負担軽減に努める。</p> <p>・今後とも、郵送とインターネットを併用し、リマインダー(回答者へのお礼 兼 未回答者への催促通知)も活用しながら回収率の向上に努める。</p>	
467	無料法律相談事業	Ⅲ-11	市民の市政への参画促進		市民の利便性の向上	近隣とのトラブルや家庭問題等を抱え、弁護士の手助けを必要としている市民	月2回無料法律相談を実施	計画どおり	3,300	S42		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】市民の専門相談機会の確保</p> <p>・相談会に安全・安心に参加できるよう、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、全回を通常どおり実施した。</p> <p>・各回の定員に対し、相談の申込者数は概ね見合っていることから、市民ニーズに対して十分に対応している。</p> <p>【②今後の取組方針：関係機関と連携した相談事業の実施】</p> <p>・市民の相談機会の場を提供できるよう、引き続き、社会情勢の変化を注視し、市民ニーズに応じた相談会を実施する。</p> <p>・今後とも、市民が問題解決の糸口を探る場となるよう、委託先の栃木県弁護士会と連携し、引き続き、現体制による弁護士相談会を開催する。</p>	



NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
468	広報紙等の発行事業	Ⅲ-11	市民の市政への参画促進		広報・広聴事業の充実	市民	広報紙を発行する。その他(点字広報、声の広報、暮らしの便利帳、航空写真)	計画どおり	103,163	S25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:全市民に対する市政情報の提供 ・誰でも見やすいレイアウトやイラストの活用などにより、市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」紙面構成を意識した情報発信に取り組めた。 ・新聞折込により市内各世帯に配布するとともに、新聞未購読世帯や視覚障がい者(点字版・音声版)への郵送のほか、市ホームページでPDF版・音声版・テキストデータを掲載するなど、多様な手法で市政情報を発信できた。 ・本市が目指すまちの姿であるスーパースマートシティの周知に向けて、関係部署と連携の元、シリーズ化したマンガを用いるなど、分かりやすく紹介することで、市民の理解促進を図った。 ・広報紙の掲載情報を、市公式ツイッターで配信することで、より幅広く、市民に対して市政情報を発信できた。(R4.9月～10月/月) ・今後も引き続き、分かりやすい紙面の作成や、様々な媒体との連携など、効果的な情報発信手法に取り組む必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:各種広報媒体を活用した「伝わる」広報の推進 ・魅力ある広報紙にするため、読者の声を踏まえ、イラストや写真などを活用するなど読者ファーストを意識した魅せる紙面構成や多様な市民ニーズに対応した情報の提供に努める。 ・広報紙を入手していない世帯等に対する、各種広報媒体を活用した情報発信の更なる充実について検討する。 ・政策特集については、意見募集の機会を設けることで、広報と広聴を同時に達成できる手法であることから、時宜を捉えたテーマを選定し、本市の施策・事業に対する市民の理解がより深まるような、市民目線の紙面構成等に取り組んでいく。 ・今後も市公式ツイッター等を活用して、市政情報への興味関心をより高めていくために、広報紙の情報発信の強化に取り組んでいく。</p>	
469	ホームページによる広報事業	Ⅲ-11	市民の市政への参画促進		広報・広聴事業の充実	市民(ホームページ等が見られる環境にある市民)	ホームページ等情報発信	計画どおり	7,600	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:使いやすく詳細な情報を即時に提供できるホームページの構築 ・市ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に係る支援情報や発生状況等のお知らせのほか、ごみの排出抑制等の緊急・重要情報をトップページに掲載することで、市民等に対する確実な市政情報の周知を図り、行動の変容を促した。 ・特に、新型コロナウイルス感染症の発生状況については即時公開することにより、迅速・確実な情報提供に取り組むことで、速やかな情報発信ができた。また、バナーを設定することで、利用者のアクセスが増加した。 ・ページ内のタイトル等を、市民にも分かりやすい表現に変更することで、ページのクリック率の向上や検索性が向上するなど、市民が欲しい情報に辿り着けるようになった。 ・今後も、時宜を捉えた記事の選定や、効果的に伝えるレイアウト等の有効な情報発信の手法について検討する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:検索性や閲覧しやすさの向上に資する改善 ・災害等の際は、市民に迅速・円滑に分かりやすく情報提供ができるよう、適宜、ホームページを災害版に切り替えるなど、適切な対応を行う。 ・検索エンジン等において、利用者が欲しい情報に辿り着けるよう、引き続き、タイトル等を分かりやすく表現するなど、より一層「伝わる」情報発信に向けて取り組む。 ・全ての市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」広報の推進を図るため、全ての人に使いやすく、本市のイメージアップが図られるホームページとなるよう、令和5年度にリニューアルを実施する。</p>	
470	テレビ・ラジオ広報事業	Ⅲ-11	市民の市政への参画促進		広報・広聴事業の充実	市民	テレビ(とちぎテレビ、ケーブルテレビ)、ラジオ(栃木放送、エフエム栃木、ミヤラジオ)により、市民が必要とする市政情報(行事、催し、生活情報)等を提供	計画どおり	30,530	H10		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:テレビ・ラジオの特性を生かした広報の実施 ・テレビ・ラジオを有効に活用し、映像や音声により情報を発信し、全ての市民が様々な広報媒体から手軽に情報を入手できるよう、取り組んだ。 ・今後は、視聴者の拡大を図るため、ターゲットに合わせた放送スケジュールの見直しを検討する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:テレビ・ラジオの特性を生かした情報提供の継続 ・テレビ・ラジオは聴覚障がい者や視覚障がい者へも情報提供が可能な媒体であることから、引き続き、それぞれの特性を生かした効果的な情報提供を行っていく。 ・「伝わる」広報の推進を図るため、市民の属性や情報の特性に応じ、各媒体と連動した情報発信を行うなど、各種広報媒体の効果的な活用方策について検討する。 ・テレビやラジオについて、放送時間の見直しによる新たな視聴者の獲得など、更なる市政情報発信の強化に取り組んでいく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
471	戦略的な広報の推進	Ⅲ-11	市民の市政への参画促進		市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」広報の確立に向けて戦略的に広報活動に取り組む	・市民 ・市職員	「伝わる」広報の実現に向けて、広報アドバイザーを活用しながら、戦略的に広報活動に取り組む。 ①効果的な広報ツールの活用 ②重要施策や緊急案件等の一体的・集中的な広報 ③職員の広報スキルの向上	計画どおり	16,681	R4	日本一 施策 事業	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：「伝わる」広報の実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○効果的な広報ツールの活用</li> <li>・市ホームページにおいて、利用者目線に立った記事作成やレイアウト変更を行ったことにより、利用者のクリック率が増加し、欲しい情報を取得できるようになった。</li> <li>・市公式ツイッターにおいて、市の魅力向上に繋がる情報を迅速に投稿できるよう、運用方針を見直したことにより、フォロワー数の増加に繋がった。</li> <li>・デジタルサイネージにおいては、ターゲットに合わせた情報発信を行うことで、市民への効果的な情報発信を行うことができた。</li> <li>・今後も、ホームページ利用者が情報を探しやすくなるよう、分かりやすいページ作りに取り組むとともに、利用者が必要な情報を迅速に取得できるよう、ターゲットに合わせた情報発信ツールの活用や媒体間の連携を図るなど、戦略的な情報発信に取り組む必要がある。</li> <li>○重点施策や緊急案件等の一体的・集中的な広報</li> <li>・デジタルマーケティングの専門的知識を要する広報アドバイザーを活用し、庁内において分かりやすいホームページの作成方法やSNSの活用方法など、効果的な情報発信に関する助言・支援を行うことができた。</li> <li>・今後は更に、庁内における広報活動に対して、広報アドバイザーを活用した助言・支援に取り組む必要がある。</li> <li>○職員の広報スキルの向上</li> <li>・「伝わる」広報マニュアルを作成するとともに、マニュアルを活用した庁内研修を実施することにより、効果的な広報手法の周知などに取り組むことができた。</li> <li>・最新の広報媒体の効果的な活用について、マニュアルを用いた周知に取り組むなど、引き続き、職員の広報スキルの向上を図る必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針：各種広報媒体を活用した「伝わる」広報の更なる推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○効果的な広報ツールの活用</li> <li>・本市における情報発信の土台である、市ホームページについて、検索性や分かりやすさなど、市民の利便性の向上を図るため、令和5年度にリニューアルを行う。</li> <li>・SNSやデジタルサイネージなど多様な広報媒体を活用するとともに、媒体間の連携を図ることにより、引き続き、市政情報の発信を強化していく。</li> <li>○重点施策や緊急案件等の一体的・集中的な広報</li> <li>・更なる広報アドバイザーの活用を各課へ呼びかけるとともに、引き続き、庁内関係部署への適切な助言・支援を行う。</li> <li>・LRTの開業等、市の重要施策において、庁内関係部署と連携しながら一体的な広報に取り組むなど、より効果的な情報発信を行う。</li> <li>○職員の広報スキルの向上</li> <li>・庁内から「伝わる」広報マニュアルに関する意見を聴取し、ブラッシュアップを行うとともに、マニュアルを活用した庁内研修を実施することにより、職員の更なる広報スキルの向上を図る。</li> </ul>	拡大

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
472	人権・平和啓発活動事業	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重	戦略事業	人権・平和に対する 意識高揚	・市民、市内小学 生、市内企業、市職 員 ・平和首長会議	・市民向け啓発事業の 実施 ・研修会等への参加促 進及び参加費の負担 ・人権の花運動(市内小 学校への花の苗等の配 付) ・LGBTQに関する理解 促進 ・平和首長会議の事業 運営費の負担	計画 どおり	1,216	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):意識向上や理解促進のための周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員と連携し、人権週間におけるパネル展示等の啓発を行うほか、市ホームページや広報紙等において、インターネット上における誹謗中傷や新型コロナウイルス感染症などに係る偏見や差別防止を呼びかけることにより、人権意識の向上に取り組んだ。</li> <li>・「とちぎパートナーシップ宣言制度」に基づく本市サービスの提供を開始するとともに、多様な性に関する啓発セミナーやリーフレットの作成・配布により、市民や企業のLGBTQなどへの理解促進を図ることができた。</li> <li>・SNS等による人権侵害など人権問題が多様化・複雑化していることに加え、多様な性への社会的関心が高まる中、更なる人権に対する理解促進や意識向上が必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:効果的な周知啓発と情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の人権意識の向上を図り、あらゆる差別や偏見等をなくすため、引き続き、講座の開催やリーフレットの作成・配布に取り組むとともに、人権擁護委員とも連携し、広報紙や動画、啓発カード等を活用しながら、児童生徒への周知啓発に取り組む。</li> <li>・また、企業に対しては、LGBTQに関する更なる理解促進を図るため、経済団体等と連携を図りながら、啓発セミナーやリーフレットの作成・配布により、更なる理解促進に取り組む。</li> </ul>	
473	平和のつどい実行委員会 交付金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		平和の尊さに対する 意識高揚	平和のつどい実行 委員会	・平和のつどい ・平和啓発動画「宇都宮 空襲の記憶 未来へつ なぐ」の作成・放映 ・市立小中学生に対し 「平和啓発動画」の視聴 を依頼 ※平和啓発動画:「宇都 宮空襲の記憶 未来へ つなぐ」、「平和語り継 ぎ・語り部講演会」、「平 和親善大使広島派遣事 業」 ・平和啓発パネル展	感染症 の影響 による 変更	328	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):新型コロナウイルス感染症の影響による代替事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、「平和のつどい」の開催を中止したが、代替事業として、宇都宮空襲に係る資料や市内の戦跡、戦争体験者のコメント等を映像化した平和啓発動画「宇都宮空襲の記憶 未来へつなぐ」を新たに作成した。</li> <li>・また、作成した平和啓発動画について、本市平和月間において、地区市民センターに設置のモニターで放映したことや、小中学校の授業や夏休み期間に児童や生徒に視聴してもらうなど、市民への宇都宮空襲被害の記憶の継承と平和意識の醸成を図った。</li> <li>・今後は、市民の更なる平和意識の醸成のため、「平和のつどい」の再開に向けた検討を行う必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:平和意識醸成のための事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平和のつどい実行委員会」において、市民一人ひとりの平和意識の醸成を図るため、平和に関する映画上映やパネル等による啓発展示を行う「平和のつどい」の再開に向け取り組む。</li> <li>・また、引き続き、平和啓発動画を活用し、市民全体や小中学生に対する平和意識の醸成に取り組む。</li> </ul>	
474	平和親善大使広島派遣事 業交付金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		平和教育の推進	市内中学生	・市内の市立中学生を 平和親善大使として広 島市に派遣 ・市立小中学生に対し 「平和啓発動画」の視聴 を依頼 ※平和啓発動画:「宇都 宮空襲の記憶 未来へ つなぐ」、「平和語り継 ぎ・語り部講演会」、「平 和親善大使広島派遣事 業」 ・被爆体験伝承者等派 遣事業	感染症 の影響 による 変更	677	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):新型コロナウイルス感染症の影響による代替事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、広島市への派遣については中止としたが、代替事業として、派遣予定であった生徒を対象に、「平和に関する学習会」を実施するとともに、小中学校の授業や夏休み期間に、「平和親善大使広島派遣事業」の動画を視聴してもらうなど、若年層への平和意識の醸成を図った。</li> <li>・市立小学校において広島平和祈念館の「被爆体験伝承者等派遣事業」を活用した講話を実施し、児童生徒の平和意識醸成を図った。</li> <li>・今後は、これまでの取組に加え、児童生徒の更なる平和意識の醸成のため、平和親善大使の広島派遣事業の実施に向け検討を行う必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:平和意識醸成のための事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広く平和意識の醸成を図るため、広島市の受入れ状況等を踏まえ、教育委員会と連携しながら派遣事業の実施に向け取り組む。</li> <li>・また、引き続き、平和啓発動画や「被爆体験伝承者等派遣事業」について、市内の全小中学校における活用を促し、小中学生に対する平和意識の醸成を図る。</li> </ul>	
475	平和啓発事業推進補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		平和の尊さに対する 意識の高揚	民間団体	・平和啓発事業の経費 の一部を補助	計画 どおり	92	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):平和啓発事業に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例年の実績を超える申請に対し、市民の平和意識の高揚に資する事業への支援を実施した。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:市民主体の取組の継続的な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、市民の平和意識の醸成に向け、当補助金について周知しながら、市民主体の取組を支援する。</li> </ul>	
476	宇都宮人権擁護委員協 議会負担金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		宇都宮人権擁護委 員協議会の活動の 円滑化	宇都宮人権擁護委 員協議会 【宇都宮市、鹿沼 市、さくら市、那須 烏山市、上三川町、 高根沢町】	・人権相談や研究会等 の事業運営費の負担	計画 どおり	1,007	—		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮人権擁護委員協議会の事業運営に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権作文コンテストや絵画コンテストの実施、SOSモニターの周知啓発といった、宇都宮人権擁護委員協議会事業に対して支援を行ったことにより、協議会の円滑な活動につなげた。</li> <li>・本市マスコットキャラクター「ミヤリ」を「じんけん大使」として委嘱することにより、市民が身近なこととして人権問題を捉え、より一層理解が深まるよう、発信力の強化に取り組んだ。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:円滑な事業運営への継続的な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に密着した人権擁護委員の啓発活動を推進するため、宇都宮人権擁護委員協議会の取組を引き続き支援していく。</li> </ul>	
477	宇都宮人権擁護委員協 議会宇都宮部会活動補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		人権擁護委員の活 動の円滑化	宇都宮人権擁護委 員協議会宇都宮部 会	・人権講話、人権よろ ず相談等部会の事業に 要する経費の一部を補助	計画 どおり	320	S30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮部会の事業運営に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動経費の補助や事務局として運営支援を行うことにより、小中学校における人権講話や、人権よろず相談、委員研修会の実施など、人権擁護委員の円滑な活動につなげた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:円滑な事業運営への継続的な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会において、人権擁護委員と意見交換を行いながら、「人権講話の進め方」などをテーマとした委員研修会を開催することにより、引き続き、小中学校における人権講話などを実施していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
478	DV対策推進事業	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重	戦略事業	DVの未然防止、相談・保護から自立に向けた被害者への支援	・市民、生徒、教育関係者等 ・DV被害者及び同伴家族	・DV・デートDV防止啓発講座の実施 ・中学生向けデートDV防止ハンドブックの配布 ・自立支援事業の実施	計画 どおり	1,492	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:若年層からの意識啓発と被害者への相談・自立支援】  ・DV未然防止のためのデートDV出前講座については、教育委員会主催の養護教諭向け・人権主任者向け研修において、事業を周知したことにより、出前講座の実施につながり、若年層への意識啓発を図ることができた。  ・自立支援事業においては、DV被害者とその子に対して、民間団体と連携し、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施することにより、心身回復や早期自立を促すことができた。  ・「つながりサポート女性支援事業」等を活用し周知を行ったことで、相談窓口の認知度の向上を図り、新規の相談につなげることができた。また、関係機関との連携・協力により、被害者が抱える個々の事案に応じた相談支援につなげることができた。  ・DVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であることから、より多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう検討する必要がある。  ・DVの相談件数は、令和3年度は401件で、令和4年度は603件と1.5倍になっており、「つながりサポート女性支援事業」の周知などが、DV相談の掘り起しにもつながっていることから、相談窓口の周知強化に取り組む必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:DV被害者に向けた取組及び関係機関等との連携の強化】  ・DVの未然防止や早期発見につながるため、様々な機会を捉え、地域での気付きや相談窓口周知の強化など、関係機関・団体・N14、民生委員や地域ボランティア等との連携を強化していく。  ・また、DVをはじめ困難を抱えた女性への支援については、「つながりサポート女性支援事業」において、NPO等との連携により周知や支援の強化を図っていく。  ・デートDVなど若年層への意識啓発については、より多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう、デジタルを活用した啓発等の効果的な手法について教育委員会との意見交換を行い、実施に向け調整する。</p>	
479	宇都宮市つながりサポート女性支援事業	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		コロナ禍において不安を抱える女性への相談事業の強化	コロナ禍において不安を抱える女性	・生理用品の提供をきっかけとした相談 ・NPO等の知見や専門性を活かした相談支援	計画 どおり	13,707	R3	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:不安を抱える女性への支援】  ・済生会宇都宮病院内に常設相談窓口を設置したほか、地域の身近な場所で相談できるよう、大型商業施設や公共施設、イベント会場などで臨時相談会を実施するなど、NPO等の知見やネットワークを生かした相談支援に取り組むことができた。  ・円滑で切れ目のない支援を行うため、NPO等協力団体連携会議を立ち上げ、相互理解を深めるための情報共有や意見交換、研修等に取り組んだことで、NPO同士のネットワーク化を図ることができた。  ・コロナ禍において、不安や困難を抱える女性の孤立・潜在化が懸念されるため、相談窓口の更なる周知や、生理用品の提供をきっかけとした相談支援を実施した。  ・スクールソーシャルワーカーや学校の養護教諭と連携し、女性相談窓口の案内を行うことにより、必要な支援につなげることができた。  ・事業開始より3年目を迎えることから今後の事業の方向性を整理する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:NPO等との連携強化による切れ目のない相談支援の実施】  ・民生委員児童委員協議会など地域で支援を行う団体に対し、女性相談の専門知識を学ぶ講座を実施し、地域における人材育成を図っていく。  ・地域共生社会の構築に向けた重層的支援体制整備事業との連携・協力体制について保健福祉部と調整しながら検討を進める。  ・引き続き、「連携会議」において、相互理解を深めるための情報共有や意見交換、研修等に取り組む。NPO同士をつなげることで円滑な支援を実施する。  ・これまでの取組における課題や受託者からの意見も踏まえ、事業を総括した上で、今後の事業の方向性を検討する。</p>	
480	女性相談事業	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		女性からの相談体制の充実	・市内在住もしくは勤務の、家庭内などの問題に悩む女性 ・女性相談員	・電話・面接相談実施 ・法律相談の実施 ・カウンセリングの実施 ・研修会等への参加	計画 どおり	981	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:相談員の資質向上と関係機関との連携】  ・これまでの女性相談事業に加え、「つながりサポート女性支援事業」を実施することで、相談窓口の認知度向上を図ることができた。また、関係機関との連携・協力により、相談者が抱える個々の事案に応じた相談支援につなげることができた。  ・相談員が相談に迅速かつ適切な対応ができるよう、各種研修会への参加や、勉強会を行うことにより、相談員の資質の向上を図った。  ・庁内児童虐待担当職員や弁護士を講師とした研修の実施により、庁内外の関係機関との連携の強化や業務への理解を深め、適切な相談支援につなげることができた。  ・新型コロナウイルス感染症の影響により社会状況が変化する中、社会的立場の弱い女性が様々な問題に直面することが懸念されているため、更に、相談窓口の周知や相談体制の充実を図っていく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:相談体制の更なる充実】  ・コロナ禍の影響による社会的立場の弱い女性からの相談の増加が懸念されていることから、相談窓口について、引き続き関係機関と連携しながら、リーフレットやSNS等を活用し周知していく。  ・相談員の資質の一層の向上と新たな問題への対応スキルを身に付けるため、日々の相談事案の共有や各種研修会への参加、勉強会を行うとともに、様々な困難を抱えた相談者を適切な支援につなげられるよう、「つながりサポート女性支援事業」や「重層的支援体制整備事業」においてNPO等協力団体や関係機関、保健福祉部門との連携を図っていく。</p>	
481	民間団体DV被害者支援事業補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		DV被害者の安全確保と早期の自立支援	市内に主たる活動拠点を有し、DV被害者支援を行っている団体	・民間団体が行うDV被害者支援事業(民間シェルター事業、ステップハウス事業、自助グループ事業)に対し、賃借料、光熱水費など対象経費の補助	計画 どおり	800	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:民間シェルターやステップハウス、自助グループ活動への支援】  ・配偶者等の暴力から逃れてきたDV被害者及び同伴家族の安全を確保するとともに、危機的状況を脱したDV被害者が早期に生活再建・自立を図ることができるよう、民間シェルターやステップハウス、自助グループ事業への支援を行うことにより、DV被害者の安全確保や自立につながった。</p> <p>【②今後の取組方針:継続的な活動への支援】  ・DV被害者とその同伴家族の安全確保や早期の生活再建・自立には、民間シェルターやステップハウス、自助グループ事業への補助は有効な手段であることから、引き続き支援していく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
482	虐待・DV対策連携会議	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重	戦略事業	関係機関等との連携 による虐待・DV対策 の推進	・司法・警察・保健 医療等関係機関 ・地域団体 ・国、県	・関係機関等の相互の 連携及び協力 ・課題や情報の共有 ・虐待等に関する一体的 な周知啓発	計画 どおり	49	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):関係機関等との情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により、虐待やDVの被害の深刻化・潜在化が懸念されているため、関係機関における相談の状況や取組内容等について意見交換を行い、課題や情報の共有を図った。</li> <li>・第5次宇都宮市男女共同参画行動計画の策定にあたり、連携会議を構成する関係機関等へ意見聴取を行うとともに、計画の基本理念や目標、事業内容等について共有を図ることができた。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、虐待やDVなどの困難な問題を抱え、支援が必要な人が増加していることが懸念されるため、早期発見や適切な支援につなげていくことが必要である。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:未然防止に向けた関係機関等との連携強化及び啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議において、本市が新たに設置した共生型の相談窓口や、重層的な支援体制整備事業を周知するなど、関係機関のより一層の相互連携や情報の共有を進め、虐待・DVを早期に発見し適切な支援につなげていく。</li> </ul>	
483	宇都宮市遺族会連合会補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		戦没者遺族の福祉 の増進及び平和啓 発活動の推進	宇都宮市遺族会連 合会	・宇都宮市遺族会連 合会の活動に要する経費 の一部を補助	計画 どおり	167	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区慰霊祭などを実施した地域に対し、宇都宮市遺族会連合会の活動に要する経費の一部を補助することにより、戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動等の取組の推進に一定資することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進のために、引き続き、宇都宮市遺族会連合会の活動に要する経費の一部を補助していく。</li> </ul>	
484	宇都宮市戦没者追悼式	Ⅲ-12	かけがえのない個人の 尊重		式典を通じた戦争の 悲惨さ、平和の尊さ の伝承	市民(戦没者遺族・ 海外引揚死没者遺 族・公務殉職者遺 族・戦災殉職者遺 族等)	・宇都宮市戦没者追 悼式の実施	計画 どおり	288	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮市戦没者追悼式の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの感染に留意し、参列者を縮小するとともに、会場を屋外の宇都宮市慰霊塔で開催することができ、戦争で亡くなった方々に追悼の意を表するとともに、遺族をはじめとした市民に戦争の悲劇を繰り返さないよう平和への思いを新たにするなど啓発を図ることができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族会の意向を踏まえながら、開催形態等について検討を行い、引き続き、戦争の悲劇を繰り返さないよう平和への思いを新たにするために、宇都宮市戦没者追悼式を実施する。</li> </ul>	
485	市民啓発事業	Ⅲ-12	男女共同参画の推進	戦略事業	市民の理解促進と家 庭・学校・地域教育 の推進	市民、児童生徒、教 育関係者等	・市民啓発講座の開催 ・情報紙の発行 ・教育参考資料の配布	計画 どおり	1,182	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民に向けた男女共同参画の啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の視点を活かした防災講座や地域での女性活躍応援セミナーなどの市民主催講座や、男女共同参画推進団体と協働で実施する市民企画講座の実施などにより、地域における男女共同参画の推進に取り組んだ。</li> <li>・小学5年生向け教育参考資料「かがやき」の作成・配布に加え、アンコンシャス・バイアスの解消をテーマとした市民向け情報誌「ばーとなーしつぷ」を発行するなど、幅広い年齢層に対して啓発を図った。</li> <li>・より一層女性の活躍を推進していくためには、第5次男女共同参画行動計画において、重点事業とした各活動の場に応じた固定的性別役割分担意識解消に向け、効果的な啓発に取り組む必要がある。</li> <li>・本年6月のG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合開催を契機とし、機運を絶やすことなく、更なる意識醸成を図っていく必要がある。</li> <li>・小学5年生向け教育参考資料「かがやき」について社会情勢の変化を踏まえ、現状に合わせて更新する必要がある。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:社会情勢を踏まえた啓発の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や企業など各活動の場に応じた固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス解消などに向けた各種講座を実施していくとともに、引き続き市民や団体等と協働した啓発に取り組んでいく。</li> <li>・地域や企業、団体と連携し、10月に男女共同参画推進フォーラムを開催するほか、開催する各種講座に「G7大臣会合開催記念」の冠をつけるなど、注目度を高めながら、様々な媒体による情報発信を行い、年間を通じた意識啓発に取り組む。</li> <li>・小学5年生向け教育参考資料「かがやき」の改訂に向けた検討を行う。</li> </ul>	拡大
486	宇都宮市女性団体連絡協議会補助金	Ⅲ-12	男女共同参画の推進		男女共同参画を推進 する団体の育成・支 援	宇都宮市女性団体 連絡協議会	・男女共同参画推進事 業に要する経費の一部 を補助	計画 どおり	437	S62		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市女性団体連絡協議会補助金の交付により、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度までは中止していた市民向けの参集型の啓発イベントを再開し、コロナ禍においても実施可能な活動を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に寄与することができた。</li> <li>・また、今後の事業等にオンラインを活用することができるよう、内部研修でオンライン会議等の開催手法を学ぶなど、新たな取組に向け支援を行った。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会実現のための啓発活動を推進するため、当該団体の取組に対して引き続き支援していく。</li> </ul>	
487	うつつのみや市民会議補助金	Ⅲ-12	男女共同参画の推進		男女共同参画を推進 する団体の育成・支 援	男女共同参画社会 の実現を目指すう つつのみや市民会議	・男女共同参画推進事 業に要する経費の一部 を補助	計画 どおり	401	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・うつつのみや市民会議補助金の交付により、会員や市民向けの啓発講座など、コロナ禍においても実施可能な活動を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に寄与することができた。</li> </ul> <p>【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会実現のための啓発活動を推進するため、当該団体の取組に対して引き続き支援していく。</li> </ul>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
488	ワーク・ライフ・バランス (WLB)推進事業	Ⅲ-1-2	男女共同参画の推進	好循環P	仕事と生活の調和を 図るための職場・家 庭の環境づくりの促 進	・事業者等 ・市民	・事業者表彰の実施 ・企業向けガイドブック の周知 ・企業経営者及び男性 従業員向け啓発講座や リーフレットの作成・配布 ・市民向け啓発事業の 実施	計画 どおり	3,046	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):事業者、市民への啓発事業の実施と取組支援】 ・事業者に対しては、性別に関わらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりを促進するため、商工会議所など経済 団体と連携し、「WLB実践企業向けガイドブック」のメールマガジンによる発信や、男性の育休取得促進に向けた、企業 経営者及び男性従業員向けに啓発セミナー等の開催やリーフレットの作成・配布、また、優れた取組を行う事業者を 表彰する「きらり大賞」の実施に取り組んだ。 ・市民に対しては、仕事と生活を調和させながら、女性がさまざまな場で活躍できるよう、女性のエンパワーメントを支援 する各種講座を開催した。 ・今後も企業の取組を促進するため、優れた事業者の取組をより多くの企業に波及させていけるよう効果的に事業を推 進していくとともに、男女共に仕事と生活を調和させながら活躍できるよう取り組んでいく必要がある。  【②今後の取組方針:事業者、市民に対する効果的な啓発事業の実施】 ・企業の具体的な取組につなげるため、好事例を盛り込んだリーフレットの作成・配布やセミナー開催に取り組むほか、 取組を行った事業者を「きらり大賞」につなげるなど事業間の連携を図る。また、市民に対しては、WLBの実践に向け、引 き続き、各種講座の実施に取り組む。	
489	女性活躍啓発事業	Ⅲ-1-2	男女共同参画の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	働くことを希望する女 性が働き続けられ、 雇用の場において活 躍できるよう、若年層 からの意識醸成や、 女性の経済的自立 に向けた人材育成を 図るとともに、能力を 発揮し活躍できる職 場環境の整備促進 に取り組む。	・事業者 ・学生 ・市民	・説明会等において一般 事業主行動計画策定促 進リーフレットの活用 ・社会保険労務士出前 説明会・出前相談の実 施 ・インターンシップ事業 の実施	計画 どおり	2,560	R1	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):一般事業主行動計画の策定支援の周知、大学生等に対する就業継続意識の醸成】 ・事業者に対しては、女性活躍や職場環境の改善を促進するため、経済団体の会報誌や企業向けセミナーなどの場を 活用し、社会保険労務士による出前説明会や出前相談の活用についての周知啓発に取り組んだ。 ・令和4年度からは従業員101人以上の事業者については一般事業主行動計画の策定が義務化されたことから、制度の 周知に取り組むとともに、従業員100人以下の事業者については、社会保険労務士の派遣実績が少なかったことから、 女性活躍や行動計画策定の必要性について社会保険労務士を活用しながら、理解促進を図る必要がある。 ・学生に対しては、「仕事と子育て家庭のインターンシップ事業」を実施し結婚・出産後も就業を継続する意識の醸成を 図った。 ・今後、より多くの学生の参加を得られるよう工夫するとともに、首都圏への転出防止や本市への転入にもつなげられるよ う事業を展開していく必要がある。 ・30代で女性の就業率が低下する、いわゆるM字カーブ問題の改善に向け、女性が育児や介護等の理由で時間に制約 があっても、在宅でのテレワークなど柔軟な働き方で就労できるよう、デジタルスキルの習得や就労支援など実効性の ある支援に取り組む必要がある。  【②今後の取組方針:中小企業における女性活躍事業の促進、インターンシップ事業の実施、女性デジタル人材の育 成】 ・商工会議所などの経済団体等と連携しながら、中小企業における労働環境の整備など女性活躍を促進するため、企 業経営者向けセミナーの開催やリーフレットの作成・配布に新たにに取り組む。 ・「インターンシップ事業」について、授業に組み込んでもらうなど大学との連携に取り組む。直接参加できない学生に も参加が得られるようオンデマンド配信を行う。また、首都圏在住の大学生等にも参加してもらえよう、県内出 身者が登録する「ジモチライン」などの情報発信サイトなどを活用した周知に取り組む。 ・就職・再就職・リスキリングを希望する女性に対し、テレワークなど柔軟な働き方で就労できるようデジタル人材の育成 を行い、実践的なデジタルスキルの習得から就労までを一貫して支援する取組を新たに実施する。	拡大
490	姉妹・文化友好都市との 交流事業	Ⅲ-1-2	多文化共生の推進		国際化や市民の国際 感覚の醸成	市民	姉妹・文化友好都市との 相互交流	感染症 の影響 による 変更	167	S62		【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍での事業実施】 ・令和4年度は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、青少年などの派遣や受入れ事業を中止せざるを得な かったが、インターネットを活用し交流事業を実施するなど、相互交流を継続することができた。 ・また、各都市担当とのメールなどによる情報交換やWeb会議を通して、交流事業についての評価などをヒアリングでき た。  【②今後の取組方針:派遣事業の再開と今後の交流の方針についての検討】 ・コロナによる渡航制限などが解除されていることから、各都市や委託先であるUCIAとも綿密に調整を行いながら4年 ぶりとなる中高生の派遣事業を再開していく。 ・また、昨年のヒアリングの結果や本市の取組への評価とあわせ、今後の交流の方針について検討を行う。	
491	市民交流活動推進補助金	Ⅲ-1-2	多文化共生の推進		民間団体の国際交 流活動の支援	民間団体	姉妹・文化友好都市との 交流事業、外国人住 民の自立化支援、国際 理解、国際協力に関 する事業を実施する 民間団体への補助	感染症 の影響 による 変更	66	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍における民間団体活動の支援】 ・コロナ禍により、姉妹・文化友好都市との交流事業での活用は無かったが、web開催など非対面式の様々な手法で、イ ベントなどの交流事業や生活支援が開催されていることから、それらの手法での活用について周知した結果、補助金を 活用し、外国語での生活情報提供のラジオ番組が始まった。  【②今後の取組方針:補助制度の活用促進】 ・今後も、コロナ禍の状況見ながら、従来の集客型の事業とともに、web開催などの非対面式の事業など、様々な手法 での本補助制度活用について、関係団体などに周知することで、活用促進を図っていく。	
492	多文化共生の地域づくり 事業	Ⅲ-1-2	多文化共生の推進	戦略事業	外国人・日本人住 民との相互理解と交 流機会の創出	市民・職員	国際理解講座、企業・学 校などへの出前講座 多文化共生フォーラム、 外国人の地域参加 職員への意識啓発	感染症 の影響 による 変更	43	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍における相互理解・交流機会創出の取組の実施】 ・令和4年度は、コロナ禍の影響により国際理解講座の開催地区が少なかったものの、出前講座や多文化共生フォー ラム、留学生の地域行参加などにより、外国人と日本人との相互理解や交流機会を創出することができた。また新たな 取組として、外国人の地域参加に向けた啓発チラシを作成し、まちづくり懇談会で配布を開始したとともに、所属長向 けの研修会を開催し、外国人の現状や多文化共生についての理解促進が図れた。  【②今後の取組方針:交流機会創出や職員の意識啓発の実施】 ・今後も、引き続き、地域における外国人・日本人住民の相互理解の促進と交流機会を創出するため、国際理解講座な どの取組を継続的に実施していくとともに、外国人の地域参加に向けた地域まちづくり組織への啓発や未受講者や新任 の所属長に向けて研修会を開催していく。	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
493	日本語学習支援ボランティア養成事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		外国人住民の日本語習得の支援	市民	外国人住民に日本語を教えるボランティアの養成	計画 どおり	891	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):継続的な講座の実施】 ・令和4年度は、コロナの感染症対策を適切に実施しながら、ボランティアを養成するための講座を開催した。 ・また、講座の修了者に対して、日本語教室を行う宇都宮市国際交流協会を含めた民間団体の活動を紹介し、外国人住民の日本語学習の支援に繋げることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:WEB講座などの情報発信】 ・外国人住民の増加が続く中、外国人の日本語習得は重要なことから、今後も、外国人住民や外国人児童生徒の日本語習得を支える人材を育成できるよう講座内容の充実にも努めていく。また、外国人の日本語学習の無料のWEB講座なども充実してきていることから、これらの情報発信を行うことで、より多くの学習機会を提供する。</p>	
494	多文化共生ソーシャルコーディネーター事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		多様化する相談案件への対応	外国人住民	外国人住民からの複雑な相談に対応する多文化共生ソーシャルコーディネーターの派遣とスキルアップ	計画 どおり	169	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):多文化共生ソーシャルコーディネーターの派遣とスキルアップ支援】 ・令和4年度も、外国人総合相談窓口における生活相談を実施する中で、複雑な相談事案については、多文化共生ソーシャルコーディネーターの派遣を実施し、必要なフォローアップを(個別支援)することができた。 ・また、相談ニーズの高い、労働制度や教育・子育てなどについての研修会を実施し、コーディネーターのスキルアップを図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:ニーズと社会情勢を捉えた相談対応等】 ・今後も、外国人住民の複雑な相談事案に対応できるよう、相談者からのニーズと社会情勢の変化を捉えた研修会の実施によるコーディネーターのスキルアップと、関係機関と連携したフォローアップ(個別支援)に取り組む。</p>	
495	外国人転入者支援事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		わかりやすい生活情報の提供	外国人住民	転入した外国人住民への多言語による生活情報などの提供	計画 どおり	0	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):外国人転入者への新生活の支援】 ・令和4年度は、スマホ利用者が多い外国人に適した、QRコード読み取りによる情報取得を誘導する生活案内チラシ「Life In Utsunomiya」や多言語版ごみの分け方・出し方リーフレットなどを封入した転入者バックを市民課などの窓口で外国人転入者に配布することで、本市で新生活を始める外国人住民の生活支援に繋げた。</p> <p>【②今後の取組方針:発信する情報の更新と提供方法の工夫】 ・今後も、引き続き外国人転入者に対して新たな施策や緊急情報を着実に提供できるよう、封入物については、情報内容の更新や表現方法とともに、スマホなど外国人が利用しやすいものとしていくなど、工夫をしていく。</p>	
496	やさしい日本語普及啓発事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		職員、市民などへの「やさしい日本語」の普及	職員・市民	職員向け研修の実施、企業・学校などへの出前講座の実施、「外国人への情報提供ガイドライン」の周知	計画 どおり	0	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):「やさしい日本語」普及啓発の実施】 ・令和4年度は、職員向けの研修実施とともに、研修と連動した庁内啓発紙を発行したことで、職員へ「やさしい日本語」の普及啓発をすることができた。 ・また、外国文化を紹介する国際理解講座や学校での出前講座において「やさしい日本語」の啓発を行った。</p> <p>【②今後の取組方針:職員・市民への継続的な普及啓発】 ・今後も、引き続き職員向け研修や地域での国際理解講座などに加え、労働を目的とした外国人も増加していることから、企業で働く外国人とのコミュニケーションの円滑化に向けて企業へアプローチするなど、幅広い市民への「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む。</p>	
497	ICTを活用した生活支援事業	Ⅲ-12	多文化共生の推進		ICTを活用した外国人住民への情報・コミュニケーション支援	外国人住民	窓口への音声翻訳タブレット配置によるコミュニケーション支援とSNSによる情報発信	計画 どおり	920	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):窓口での外国人住民とのコミュニケーションの円滑化】 ・令和4年度は、音声翻訳タブレットについて、職員アンケートを活用し利用希望を把握しながら適切な配置に努めたことで、本市窓口業務等での外国人とのスムーズなコミュニケーションが促進された。 ・Facebookページ「Living Information in Utsunomiya」では、年間を通して、ごみの捨て方や納税方法などの定期情報に加え、新型コロナウイルスの予防喚起やワクチン接種情報、災害情報などの臨時、緊急情報も発信することができた。</p> <p>【②今後の取組方針:翻訳タブレットと情報発信の効果的な運用】 ・音声翻訳タブレットについては、複雑な内容でも適切に対応できるよう、テレビ電話による通訳サービスを付加したアプリに変更するとともに、台数を増加し(50台)、より身近な市民センターの各窓口などにも新たに配置するなど、庁内のデジタル化を推進する関係課と連携しながら取り組んでいく。 ・また、引き続き庁内各課との連携により、Facebookページの効果的な運用に取り組んでいく。</p>	拡大